平成24年第2回(6月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月11日(月曜日)

| 議事日程 |
|---|
| 本日の会議に付した事件 |
| 出席議員 |
| 欠席議員 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 |
| 開会及び開議 |
| 会期日程の報告 |
| 議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 会議録署名議員の指名 |
| 会期の決定 |
| 議会報告第4号 定期監査結果の報告について |
| 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について |
| 議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について |
| 議会報告第7号 諸般の報告について |
| 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 議案第37号 町長専決処分について(出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定) |
| 議案第38号 町長専決処分について(出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条 |
| 例制定) |
| 議案第39号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第11 |
| 号)) |
| 議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につい |
| て ···································· |
| 議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について1 |
| 議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について1 |
| 議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について1 |
| 議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)につ |

| いて | |
|--|--|
| 予算審査特別委員の選任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・22 | |
| 予算審査特別委員会の正副委員長の互選22 | |
| 散 会23 | |
| | |
| 第2日 6月13日(水曜日) | |
| | |
| 議事日程25 | |
| 本日の会議に付した事件 | |
| 出席議員2 6 | |
| 欠席議員26 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名26 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | |
| 開 議27 | |
| 一般質問 | |
| 宮 下 孝 幸 議員2.7 | |
| 仙 海 直 樹 議員 | |
| 山 﨑 信 義 議員40 | |
| 田 中 元 議員46 | |
| 三 輪 正 議員4 9 | |
| 散 会 | |
| | |
| 第3日 6月15日(金曜日) | |
| | |
| 議事日程 | |
| 本日の会議に付した事件 | |
| 出席議員 | |
| 欠席議員 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | |
| 開 議 | |
| 議事日程の報告 | |
| 議家第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につい | |

| | | | τ5 | 9 |
|-----|----------|------|-----------------------------------|---|
| 議案第 | 4 | 1号 | 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について | 9 |
| 議案第 | 4 | 2号 | 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について5 | 9 |
| 議案第 | 4 | 3号 | 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について6 | 0 |
| 議案第 | 4 | 4号 | 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について6 | 0 |
| 陳情第 | ; | 3号 | 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書提 | |
| | | | 出に関する陳情書について | 2 |
| 議案第 | 4 | 5号 | 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について6 | 6 |
| 議案第 | 4 | 6号 | 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)につ | |
| | | | NT6 | 6 |
| 議員派 | (遣(| の件 · | 6 | 7 |
| 委員会 | の | 閉会中 | 継続調査の件6 | 7 |
| 閉 | 会 | | 6 | 8 |
| 署 | 名 | | ······6 | 9 |

平成24年第2回(6月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 5日間)

| 期 日 | 曜日 | 会 議 内 容 |
|-------|-------|---------------|
| 6月11日 | 月 | 本会議第1日目(招集日) |
| 12日 | ılı | 社会産業常任委員会 |
| | 火 | 総務文教常任委員会 |
| 13日 | -l- | 本会議第2日目(一般質問) |
| | 水 | 予算審査特別委員会 |
| 14日 | 木 | 休会 |
| 15日 | 金 | 本会議第3日目(最終日) |

第 1 号

(6 月 11 日)

平成24年第2回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年6月11日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第4号 定期監査結果の報告について
- 第 4 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について
- 第 5 議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 6 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第 7 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第37号 町長専決処分について(出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定)
- 第 9 議案第38号 町長専決処分について(出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定)
- 第10 議案第39号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第11号))
- 第11 議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第16 議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)につい

て

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(10名)

1番 小 林 泰 三 2番 仙 海 直 樹 3番 田中政孝 4番 諸 橋 和 史 5番 中川正弘 宮下孝幸 6番 7番 三輪 正 8番 田中 元 山崎信義 中野勝正 9番 10番

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 則 林 幸 長 副 町 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 内 藤 百合子 総務課長 山 田 正 志 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 建設課長 馨 玉 沖 教育課長 佐 男 藤 信

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 田 中 宥 暢

 書
 記 遠 藤

◎開会及び開議の宣告

〇議長(中野勝正) ただいまから平成24年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会期日程の報告

〇議長(中野勝正) 議会運営委員長から、6月5日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、 お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

〇議長(中野勝正) 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(中野勝正) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、諸橋和史議員及び5番、中川正弘議員を指名します。

◎会期の決定

〇議長(中野勝正) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの5日間に決定しました。

◎議会報告第4号 定期監査結果の報告について

○議長(中野勝正) 日程第3、議会報告第4号 定期監査結果の報告を行います。 定期監査結果について、監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

○議長(中野勝正) 日程第4、議会報告第5号 例月出納検査結果の報告を行います。 例月出納検査結果について、監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。 ◎議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長(中野勝正) 日程第5、議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳 情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

〇議長(中野勝正) 日程第6、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

議員派遣の結果について報告します。お手元に配付しましたとおり田中元議員から、5月18日に 開催された第33回町村議会広報研修会について、また山﨑信義議員から、5月29日、30日に開催さ れた第37回町村議会議長、副議長研修会について、それぞれ報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

〇議長(中野勝正) 日程第7、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手 元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第37号 町長専決処分について(出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定)

〇議長(中野勝正) 日程第8、議案第37号 町長専決処分について(出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程をされました議案第37号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正が本年3月30日に成立したことに伴いまして、関連する出雲崎町税条例の一部改正を3月31日に専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、国の法改正に伴うものであり、申告手続の一部廃止や住宅用地等 の制度改正、東日本大震災の被災者に関する税制などが主なものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 町民課長。
- 〇町民課長(池田則男) それでは、補足をさせていただきます。

資料の1ページ、税条例の一部改正の概要をご覧ください。今回の改正につきましては、3月の全員協議会で説明いたしました平成24年度の市町村税制改正に関するものでございます。

まず、1番目の改正の趣旨につきましては、町長の説明のとおりでございます。

2番の主な改正内容ですけれども、まず(1)番が公的年金のみの所得者に係る寡婦申告手続の 廃止の関係。

- (2)番の地域決定型地方税制特例措置の導入に係る規定の追加でございますが、記載のア、イの施設について、条例で償却資産の課税標準額の軽減割合を定めるものでございます。
- (3)の商業地等に関する負担調整措置につきましては、制度を3年間延長するための改正でございまして、平成24年4月1日からの施行となっております。
- (4)の住宅用地に関する負担調整措置の改正でございますけれども、前年度の課税標準額と、 当年度の評価額との割合を考慮しまして、課税標準額を決定する制度を一部の変更を加えて、平成 26年度に廃止するための規定でございます。
- (5)番の特別土地保有税に関する特例措置の3年間延長でございますけども、この税につきましては実質的には平成15年度から課税されておりません。
- (6)番につきましては、記載の法人等に係る固定資産税の非課税措置に関する規定の追加でございます。
- (7)、(8)につきましては、記載のとおり東日本大震災に関する税制改正に関するものでございます。

以上、8点ほどございますけれども、当町に直接関係するものにつきましては(1)番と(3)番、(4)番の3つの規定になろうかと思われます。

以上が改正の概要でございますけれども、条例の新旧対照表につきましては4ページからをご覧いただきたいと思っておりますし、改正条文につきましては議案のとおりでございます。

以上です。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第37号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第37号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第38号 町長専決処分について(出雲崎町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例制定)

〇議長(中野勝正) 日程第9、議案第38号 町長専決処分について(出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、前37号と同様に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、出雲崎町国民健康保険税条例の一部改正を本年3月31日に専決処分したものであります。

改正の内容としましては、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限延 長の特例措置の規定を附則において追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
 - これで討論終わります。
 - これから議案第38号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第39号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第11号))

〇議長(中野勝正) 日程第10、議案第39号 町長専決処分について(平成23年度出雲崎町一般会計 補正予算(第11号))を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第39号 平成23年度一般会計補正予算(第11号) の専決処分につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成23年度末までに譲与税、地方交付税などの歳入金額が確定をいたしましたので、平成24年3月30日に専決処分をいたしました。

歳入1款町税で、町民税個人分を減額し、2款地方譲与税から19款繰入金までは確定分を計上いたしました。

歳出では、2款総務費、3款民生費で、基金利子の積み立てを、また国庫補助金返還金を計上いたしました。

8 款土木費では、除雪委託料、がんばる街なみ支援助成金を減額し、10款教育費では駐車場舗装工事費を減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額234万5,000円を減額し、専決後の予算総額を36億4,525万円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) それでは、補足説明をさせていただきます。

歳入から、321ページからお願いをいたします。町税関係、これは年度末での見込みによるもの

でございます。

そのほか2款の譲与税関係。

次のページ、322ページ以下、交付金関係、これ交付決定によるものでございます。

323ページ、ゴルフ場利用税関係でございます。今回追加補正はしておりますが、昨今の状況の中で昨年に比べまして120万ぐらい減というふうなことでございます。利用者、お聞きしますと、年間4万2,000人前後で最近動いておりましたが、1年前に比べて400人ぐらい利用が減っていたというふうなことでございます。

10款地方交付税についてでございます。今回の追加補正につきましては、特別分の追加というふうなことでございます。当初予算で3,000万円特別交付税見ておりましたが、最終的には1億3,510万2,000円というふうなことで、今回の交付税の中にはこれ普通交付税も15億円分が入ってございますので、金額的には普通分と特別分が合算になったものでございますが、補正額につきましては特別交付税分で追加をしておると、というふうなものでございます。

324ページ、これは電源関係の交付決定によるものでございます。また、事業実績の減により減額もございます。

それと、325ページ、繰入金でございます。財政調整基金繰入金の減でございます。当初 2 億5,000万円、財政調整基金を23年度当初予算で繰り入れをいたしましたが、繰り戻し、戻し入れをいたしまして、最終的には1,200万円での繰り入れに終わったというふうなことでございます。23年度末残高につきましては21億2,031万4,000円というふうなものでございます。22年度に比べまして1,000万円ちょっと減にはなっているというふうなことでございます。

失礼しました。それと、324ページ、寄附金についてでございます。社会福祉費寄附金ということで、途中寄附がございまして、3件の町内の方から寄附がございました。

続いて、326ページ、歳出の部分でございます。総務費関係は最終的な財政調整基金利子の積み立て、徴税費は税還付金の不用部分、計上してございます。

民生費関係は、先ほどの寄附の部分、社会福祉への寄附というふうなことで基金のほうに一たん積ませていただきました。あと、児童福祉費につきましては、これは住民生活に光をそそぐ交付金関係での基金の繰り入れとのちょっと1,000円分の財源が合わなくなっておりましたので、今回調整させていただいたというふうなことでございます。あと、償還金につきましては町長の説明のとおりでございます。

328ページ、これは農業振興費関係の財源更正につきましては、中越沖の復興基金から釜谷梅の整備の関係に基金を繰り入れておりましたけど、その事業費減によります基金の繰り入れ減というふうなことでの財源調整でございます。改善センター関係は、大規模電源での補助金の減分での財源更正でございます。

土木費につきましては、除雪費の委託料の減ということで年度末に当たっての不用分を減といた

しました。

それと、住宅費のがんばる街なみ支援助成金、これにつきましては海岸で1件、該当者がお店のほうオープンされましたが、23年度、24年度にまたがるような感じで事業をされておりまして、結果的には今年24年度での支出というふうなことになりまして、23年度分は減にさせていただきました。

消防費につきましては、船橋の消防センターでの工事関係での電源の交付金充当が増えましたので、財源更正をしてございます。

330ページ、教育費、中学校費につきましては、これはやはり電源の関係での事業で充当を増やしているというふうなことでございます。社会教育費の駐車場舗装工事、これは北国街道妻入り会館の前の駐車場でございます。その工事費の清算による減でございます。その他、社会体育施設、これも電源の交付金で充当上げてございます。

以上、報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 1つお聞かせください。

331ページ、北国街道妻入り会館管理費の中の今回補正で101万円の減額となっておりますけども、 駐車場舗装工事減、本体の工事費は幾らだったのでしょうか。そして、そこでこれだけの減という ことは、どれぐらいの減になりますか。

〇議長(中野勝正) ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時50分)

○議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時59分)

- 〇議長(中野勝正) 日程第10、議案第39号の補足説明から議事を続けます。 建設課長。
- 〇建設課長(玉沖 馨) 私のほうで設計書の作成に携わりましたので、回答させていただきたいと 思います。

この工事につきましては、予算では380万円の予算をいただいておりました。当初概略事業費を計上する段階で、背後が地すべり指定地になっており、井げた等の構造物もある場所ですので、駐車場の整備に当たって若干地盤を下げる部分がございましたから、これらのことを考えまして、地すべりの誘発を懸念して土どめに、見積もりの段階ではお金を盛っておりましたけれども、最終的に設計を組む段階でその地形的なもの、あるいは造成の仕方を計画する中で大規模なといいますか、

重要な土どめをそこまでする必要がないというふうに判断をいたしまして、設計を組む段階で100万円程度の事業費、内輪で設計が組めたということで今回の事業費につきましては、101万円ですけれども、減額をさせていただくという内容になりました。

以上でございます。

- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) では、もう一つお聞かせ願います。

駐車場がもともと右側にあって、それを左側のお宅を壊して、そこを駐車場にした今回の工事費 だと思いますが、右側のときには土どめはできていますか。やってありますか。

それから、もう一点、この工事が終了したのはいつですか。2点お聞かせください。

- 〇議長(中野勝正) 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 既存の駐車場の裏手の部分には、土どめと地すべり対策を念頭に入れたような土どめ構造物はなかった状態ですし、それでもともと住宅があったところを更地にして駐車場にしていましたので、地形を変えることなく、ただ舗装したということで、そういったものはございません。

それから、今回造成をした、拡幅した新潟側の部分ですけれども、これにつきましては自然に少しずつ背後が高くなるというような地形で、形で言うと、地形的な盛り土があったわけですので、 その土砂が地すべりの誘発を押さえ込むという形の盛り土の状況になっておりました。

それで、その盛り土につきましてですけれども、駐車場を整備するので、盛り土を若干撤去、あるいは少しでも駐車場を広げたいので、盛り土を撤去して、その上で土どめ工事などを施工して、駐車場を一台でも多くとめるべきかなということで予算要求をしたのですが、実際実施設計を組む段階ではそこまで安易に、安定している盛り土を撤去することによって地すべりを誘発してしまうおそれが懸念されましたので、そういう意味ではその部分の盛り土を存置して、その分駐車台数が1台程度少なくなったかなと思いますけれども、8台ほどの駐車スペースが確保できましたので、そのような形の施工をさせていただきました。

それから、私が設計書をちょっとすいません、持っておりませんけれども、この入札調書を見ますと、3月22日までの工期で工事入札が行われておりますので、たしか舗設の関係で3月22日の期限を数日工期延長したような記憶がございますが、3月中の完成で検査を行ったというふうに記憶をしております。

- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) まず 1 点目、隣もそうですし、あの程度の土を削る工事であれば、民間はどこも土どめなんてしません、最初から。土どめなんてこと考えもしません。何メーターも削ったならわかります。多分削ったのは四、五十センチ程度ではないでしょうか。そんなものだと思うのですけれども。念には念を入れられた設計だなというふうに拝見いたします。

それから、工事を発注してでき上がったのは3月、もっと私早いと思っているのですが、なので、 発注する段階でもう100万円減額されているわけですよね。発注する段階で。その工事期限が3月 なのですよね。工事完成が。だとしたら、こういうものがもうそもそも3月の補正に出てこなけれ ばいけなかったのではないでしょうかという疑問がございます。

以上です。返答要りません。

○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) これで質疑終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

- 〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第39号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定について

〇議長(中野勝正) 日程第11、議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。 このたびの一部改正は、一定の非常勤職員について、育児休業の取得を可能とする国家公務員、 地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、これにあわせて一部改正を するものであります。

育児休業は、取得できる一定の非常勤職員については、その条件を条例で定めることになっており、今回勤務期間が1年以上であるものと定めるものであります。

取得できる期間については、養育する子が最高1歳6カ月に達するまで、最高で1年間の取得が可能となります。

また、3歳になるまで、1日に2時間を超えない範囲内で育児時間を取得できるものであります。 育児休業、育児時間につきましては、無給ということになります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- 〇総務課長(山田正志) それでは、補足をさせていただきます。

実は、町は職員と呼ぶ者につきましては非常勤特別職、一般職、このほかに臨時的に雇用している職員がございます。

その臨時的な雇用の内訳としまして、臨時的任用職員と全体的には言いますが、これ日常の勤務 形態が正規職員と同一の時間帯で働いている職員、これは通常民間でフルパートというような形に なりますが、そういう臨時的任用職員。

また、日常の勤務形態が正規職員より少ない非常勤職員、通常パート職員と言われる2通りがございます。

本町におきましてもいろんな都合によりまして、今7時間45分が正規職員の勤務時間でありますけれども、6時間でお勤めいただいているケースもございます。ちょっと多様化してきている状況にございます。

正規職員と同様の勤務形態の同じ臨時的任用職員については、これは以前から育児休業は現在は認められていないわけなんですが、今回このパート関係の職員について、国家公務員の改正もございまして、パート関係は非常勤職員というふうに呼びますけれども、勤務時間が少ないパート職員、これは育児休業が可能となるというふうに国のほうも改正されております。ただ、その条件として1年以上の勤務期間がある者というふうなことになりまして、これは各自治体でその1年以上というのを条例で定めるというふうなことになっております。そういう関係で本町におきましても1年以上というふうに定めるものでございます。

ただ、現在非常勤職員としてお願いしている方々につきましては、例えば施設の管理人さん、あ と児童クラブの指導員、そのほか短時間勤務の事務職員、これはいずれも雇用期間 1 年以内という ふうに実際はなっておりますので、現段階、本町ではこれ該当する非常勤職員はおらないのですけ れども、流れの中で 1 年以上勤務した方々のパート職員の方については、育児休業、無給ではあり ますけれども、育児休業の制度を国はつくっておりますので、本町も合わせるというふうなことで、 国につきましては実は1年前に施行されておるのですけれども、本町も様子を見ていたのですが、 流れの中で国と合わせさせていただくというふうなことで今回条例で上げさせていただいたという ふうなことでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第40号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長(中野勝正) 日程第12、議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、 日程第13、議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、以上議案 2 件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第41号、42号につきまして関連がございますので、 一括してご説明を申し上げます。

このたびの法改正は、本年7月に外国人登録法が廃止となり、あわせて住民基本台帳法の一部改正が施行されることに伴い、出雲崎町印鑑条例と出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、印鑑条例においては登録資格の規定の改正、またそれに関連する 規定の見直しを行い、手数料徴収条例においては外国人登録に関する手数料の項を削るものであり、 いずれも7月9日から施行するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。 町民課長。
- 〇町民課長(池田則男) 済みません。補足させていただきます。

外国人住民の登録につきましては、外国人登録法の廃止と、それから住民基本台帳法の一部改正 によりまして7月9日からの日本人と同じ形をとるという形になっております。

資料の22ページをまずご覧ください。印鑑条例の新旧対照表でございます。今回の印鑑条例の改正につきましては、その法令の改正に伴いまして、総務省の印鑑登録証明事務処理要領というもの

が改正になったために行うものでございます。

まず、第2条第1項では、登録資格の規定方法の改正の内容。

それから、第4条第2項では、字句の見直しと削除を行うものでございますし。

次のページの第5条第2項では、登録できない印鑑についての規定の見直し。

それから、第6条第1項と、次のページの第10条、第14条第1項においては、外国人住民に関する字句の追加や見直しを行うものでございます。

次に、手数料徴収条例の改正につきましてですけど、資料の25ページの新旧対照表にありますとおり、外国人登録に関する手数料のこの項を削るものであるということでございます。

なお、改正条文につきましてはそれぞれ議案のとおりでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第41号及び議案第42号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい

て

〇議長(中野勝正) 日程第14、議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、本年度の国民健康保険を運営していくための保険税の賦課額に関し、税率の改正を行うものであります。

一部改正の内容につきましては、基礎課税分についての案分率の改正を行うものであり、あわせ て低所得者の被保険者に対しての保険税の減額措置を行うための所要の改正を行うものでありま す。

なお、この改正内容につきましては、去る6月1日の国民健康保険運営協議会で審議され、ご承認をいただいているものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

〇町民課長(池田則男) それでは、補足をさせていただきます。

資料の2ページの国民健康保険税条例の概要をご覧ください。ご案内のとおり国民健康保険税に つきましては、この表のとおり基礎課税分、それから後期高齢者支援金分、次のページの介護納付 金分がございます。毎年度それぞれの事業に必要な費用のうち、国庫支出金等々除いた分を保険税 で賄うことになっております。あわせまして、その予定額につきましては3月議会において承認を いただいているところでございます。

今回平成23年度の決算、あるいは本年度の被保険者数、あるいは世帯数、課税所得額等々を再度 考慮しまして、保険税の本算定を行うに当たりまして、税率の見直しを行うものでございます。

それぞれの必要額について検討した結果、今回後期高齢者支援金分と介護納付金分につきまして は税率を変更しないと。基礎課税分のみ税率を変更するものでございます。

基礎課税分の変更の理由といたしましては、給付費が増加傾向であること、また被保険者数と世帯数や課税の基礎となる所得額が減少していること等々から、案分率を上げざるを得ない状況となっておるというものでございます。

この表の上のほうですけれども、計(A)欄のところに賦課額8,102万5,000円が賦課額のもとになる金額でありまして、これを所得額に対する所得割分、それからその次の被保険者数に対する均等割分、世帯数に対する平等割分というものを計算することになりますけれども、改正する案分率につきましては、所得割については100分の6.10から100分の6.50に、均等割につきましては1万9,800円から、この表のとおり2万1,400円に、平等割は1万5,800円から、この表の1万7,000円にそれぞれ変更するものでございます。

また、この改正に合わせまして、関連する軽減措置の部分の改正もございますが、それにつきましては資料の26ページからの新旧対照表のとおりでございますし、この資料の2ページのところにも書いてございます。

なお、改正条文につきましては議案のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。 以上です。

○議長(中野勝正) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

〇議長(中野勝正) 日程第15、議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを 議題とします。 提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

現在外国人の管理は、外国人登録法に基づく届け出により市町村の外国人登録原票に登録され、 行われておりますが、本年7月の関係法令の施行により外国人登録制度が廃止され、外国人登録原 票は閉鎖されることになります。

これを受けて、現行の新潟県後期高齢者医療広域連合規約中の別表にある「外国人登録原票」の 表記を削除するため、規約の一部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(中野勝正) 補足説明がありましたら、これを許します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第44号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について 議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第 1号)について

〇議長(中野勝正) 日程第16、議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について、日程第17、議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〇町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第45号、一般会計、46号、宅造会計の補正予算に つきまして、一括ご説明を申し上げます。

初めに、議案第45号、一般会計補正予算から説明を申し上げます。歳出の主な補正内容といたしましては、各款に共通するもので、4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、また共済費などの負担率の変更によるものを計上いたしました。

2款総務費、5目財産管理費では、歩行用の除雪機械購入関係費を計上いたしました。

7目企画費では、宝くじ広報のコミュニティー助成事業で、諏訪本町が申請しておりました獅子 頭、宮太鼓などの祭りの備品が採択されましたので、その補助金を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、町社協主催の町内のボランティア団体

を対象にした講演会の開催補助を計上いたしました。

5目老人福祉費では、NPO法人ねっとわーくさぷらいが購入する除雪機械、装備品などへの補助金を計上いたしました。

6 款農林水産業費、2項林業費では、船橋地内、宅地裏の県単小規模補助治山工事費を、また林 道常楽寺線での融雪被害、復旧のための県単林道事業工事費を追加計上いたしました。

7款商工費では、3目観光費できずな実行委員会負担金を追加計上いたしました。これは、財源 といたしました中越大震災復興基金の補助が減額となったための追加計上であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、歩行用の除雪機械2台と、車載式小型凍結防止剤散布機の購入にかかわる経費を計上いたしました。

9款消防費では、井鼻消防コミュニティーセンターの施設修繕料を追加計上いたしました。

10款教育費、3項中学校費では、教材備品としてデジタル黒板を利用しての英語指導用テキストの購入費を計上いたしました。

歳入におきましては、これらの歳出補正予算額に要する財源として分担金、国県支出金、繰入金、 繰越金、諸収入、町債を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額1,692万円を追加し、予算総額を33億9,200万円とするものであります。

次に、議案第46号 宅造会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、街なみ環境開発基金が尼瀬の稲荷町地内に所有しております土地の一部 を分譲するために必要な費用を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額193万3,000円を追加し、予算総額を553万3,000円と するものであります。

以上、一般会計、宅地造成会計の補正予算につきまして、その概要を説明いたしましたが、よろ しくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(中野勝正) 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。 総務課長。

〇総務課長(山田正志) それでは、一般会計補正予算から補足説明をさせていただきます。

歳出149ページをお願いいたします。議会費からでございますが、これは町長の説明のとおり、 各款に4月1日付の人事異動関係、また採用関係の影響額、また共済費の変動を計上してございます。

総務費の関係でございます。一般管理費で、これは総務費の関係、給与、職員手当が増えております。これは、実は3月末で課長職と係職が退職いたしました。そのためそのあいているところに 総務の職員の単価の高い者を実は充てて当初予算を組んでおりました。したがいまして、4月1日 になって本来の姿、人事異動後の姿になったもので、総務費にその職員を戻しておりますので、結 果的に追加になっておりますが、そんなような形で当初予算編成の段階で、仮に新入職員を充てておくわけにいきませんので、単価の高い者をとりあえず充てて、またもとに戻したというふうなもので増えているというふうな状況でございます。

続いて、150ページをお願いいたします。ほう賞式関係でございます。これは、来週20日という ふうなことでほう賞、またほう賞式と、柳津町との災害時の応援協定調印式というふうなことでと り行うことになっておりますが、当初予算の段階で被ほう賞者を30人ぐらいと見込んでおったので すが、結果的には47名というふうなことになりまして、ほう賞品含めまして、今回追加をさせてい ただきました。

総務費財産管理費関係では除雪機械、これは小型の歩行用除雪でございます。町長の説明のとおりでございますが、除雪幅80センチのものというふうなことで、役場の公共施設で利用したり、また希望の集落に貸し出すというふうなことができるというふうな形で用意をしたいというふうなことで、受注生産でございますので、ちょっと冬終わったばかりでございますが、今の段階で予算をいただいて発注しないと、秋まで間に合わないというふうな状況でございますので、関係するところで民生費、あと土木費のほうでも除雪費関係が上がっているというふうなことでございます。本体プラス回転灯と、あと文字入れカバー等を用意したいというふうなことでございます。あと、保険につきましては対人無制限というふうな形、対物、さらに。これは利用している方がけがをされても、一般の集落の方が除雪機を利用されていてけがをされても、それも対象になるような形で、できる限り保険のほうは大きく入れさせていただいているというふうな状況でございます。

あと、企画費のコミュニティー助成関係、これ町長の説明のとおりでございますが、諏訪本町の町内会の関係で、これは宝くじの関係のコミュニティー助成事業が採択になっておりますので、獅子頭、宮太鼓、はんてん、神楽の幕というふうなことで今回補助金というような形で計上させてもらっております。

あと、交通安全対策費の交通安全看板設置料でございます。これは、116号線の別ケ谷のところに「この先事故多し」という看板が実は立っておるのですが、それがどうも大分古くなってきておりましたので、大分一部はげている部分ございますので、その辺の部分の取りかえというふうな部分で計上させてもらっております。

続いて、152ページの民生費をお願いいたします。社会福祉総務費の中でボランティア講演会等開催費補助金というふうな部分で、これは実は総務費で今回買わせていただく除雪機械、この後での老人福祉費でのねっとわ一くさぷらいへの除雪機の購入補助、これは当然歳入で県の地域支え合い体制づくり事業というふうなもので100%補助で計上してございます。それと、このボランティア講演会の開催、これもその歳入の地域支え合い体制づくり事業の該当となっておりまして、100%でございます。ということで、これはセットの事業というふうなことで、ボランティア組織の育成、また各ボランティア団体との交流会とあわせてまた除雪関係もというふうな部分での流れの事業で

ございます。秋口に講演会、これは藤田弓子さんを今予定してございますが、お願いして、町内のボランティア団体の方を含めて、幅広くお願いした中で講演会を予定したいというふうなものでございます。

続いて、県単医療関係、国民年金の電算関係、これは税制改正に伴う条例でも今まで出ておりましたが、年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の範囲の変更というふうな部分で関係したものの電算システムの改修でございます。

それと、老人福祉費の今ほどの地域除雪支援体制づくり整備事業補助金、これはねっとわ一くさ ぷらいに対する補助でございますが、これの機械につきましても除雪幅80センチでさぷらいさんの ほうは予定をされているというふうなことで、総務課で今予定している機械とほぼ近いのかなとい うふうな感じをしてございます。

あと、153ページ、4款衛生費の県単医療関係、これは県単医療費が3人目以降の子供、これ県の助成が拡大するというふうなことで入院、通院とも小学校から中学校までというふうなことで、その医療システムの県単分の医療システムの改修でございます。これは、歳入に連動してございます。

続いて、155ページをお願いいたします。農林水産業費、農業振興費関係でございます。旅費、 需用費関係で費用弁償、消耗品関係がのってございますが、これは町農業再生協議会が主体となり まして、これは県の補助金で農地の面的集積促進事業補助金というふうに歳入では計上されており ますが、人・農地プランというのを今後作成しまして、集落、地域での受委託の方向性のプランを 作成することになります。この場合、今度受け手、出し手、両方に協力金、加算金が交付されると いうふうな制度でございます。そのための計画策定の事務関係に係るものでございます。

それと、農地費の委託料、これ六郎女地区の圃場整備関係で、換地の中で戸籍が特定できない方が1名いらっしゃいました、ということで行政書士、また司法書士にお願いしまして、相続財産管理人というふうな形で指定した中で、裁判所に相続人を指定してもらうための手続をお願いする委託料というふうなものでございます。

あと、林業費の林業振興費、これは小規模補助治山工事、これは船橋地内でございますが、船橋の山田明彦さんの宅地裏というふうなことで1件でございます。あと、県単林道関係は、これは融雪によるものでございまして、20メートルほどののり面の崩壊、これは県単事業での採択というふうなことになってございます。

続いて、156ページ、観光費でございます。町長の説明のとおりでございますが、当初中越大震災の復興基金を予定してございましたが、それが減額となりました。その分というか、減額分が当初基金では700万円を予定して、このきずなの実行委員会では基金から700万円を予定していたというふうなことでございますが、実際それが400万円に、300万円減になったというふうなことでございます。その分を町のほうからの負担金でというふうなことなのですが、町の負担金のほうは150万

円での補助というふうな部分で今回計上してございます。

あと、天領の里の管理費、これは柏崎市西山地内の、現在天領の案内看板出ている部分がございますが、地権者の要望というか、地権者の宅地内にあるわけなのですが、ちょっと工事の関係での要望ございまして、撤去というふうなことになります。とりあえず撤去させていただくというふうな部分でございます。

それと、土木費の道路維持費関係でございます。町長の提案説明のとおりでございますが、需用費の消耗品の追加、これは塩カルの購入でございます。それと除雪機械、これにつきましては歩行用の除雪機械、これは建設課のほうは2台で予定してございます。これは、除雪幅90センチを、ちょっと大きいものを予定してございます。それと、小型凍結防止剤の散布機、これ塩カルをまく機械でございますが、これは町が持っておりますトラックに積載できるというふうなもので1台購入というふうなことでございます。この建設関係の除雪機械は、これは財源的には過疎債を予定しているというようなものでございます。

続きまして、158ページの住宅費、これは稲荷町の分譲予定の、宅造特別会計での説明になります。

消防費につきましては、これは井鼻の消防センターでございます。シャッターの修理、既に終わっておりますが、既設の修繕料の中でシャッター修理を行いましたということで、その分ちょっと思いがけない被害というふうなことで追加をさせていただいてお願いしたいなと思います。

159ページ、教育費関係でございます。実は小学校費、またその後の中学校費でございます。大変申しわけございませんが、ごみ収集委託料、これ当初予算での計上漏れというふうなことで小学校、中学校部分で、大変申しわけございませんが、この部分、今回6月で追加させていただくというふうなことでよろしくお願いをいたします。

あと、教育振興費の準要保護関係、これは新規で4名が追加になるというふうなことでございます。

続いて、160ページ、中学校費関係でございますが、教育振興費、これ町長の説明のとおりでございますが、教材備品の追加というふうなことで、デジタル黒板を利用してのソフトの購入というふうなものでございます。

続いて、歳入のほう戻っていただきまして、146ページをお願いいたします。分担金関係は、船橋での小規模復旧治山関係でのご本人負担ということで10%でございます。

続いて、国庫支出金につきましては中長期在留者住居地云々委託金、これは今までの外国人登録 関係での委託金がこれに変わるというふうなものでございます。今現在住基関係では、10人の外国 人登録の方がいらっしゃると聞いております。

国民年金事務委託金、これは国民年金の歳出のほうにあります電算システムの改修分の委託金が 国から来るものでございます。 それと、16款県支出金につきましては、先ほど申し上げました地域支え合い体制づくりというふうな県補助金でございますが、総務費、民生費でそれぞれ計上してございますが、除雪機械、講演会のものでございます。100%の補助ということでございます。

あと、面的集積要件、これは受委託の関係で農業振興費に計上されております事務費の分の歳入 でございます。100%でございます。

あと、林業補助金関係は小規模復旧治山、これは県のほうが60%負担、県単林道は45%負担ということでございます。あと、市町村森林所有者情報整備事業補助金、これは今回新規でございます。 実は歳出のほうで既に森林簿の整備を歳出で見てございます。その分、県のほうから補助金が入るというふうなことで、これは歳出は今回見ておりませんが、歳入のみの計上というふうなものでございます。

147ページの繰入金、基金繰入金につきましては、これは天領の看板撤去分にかかるものを基金から繰り入れてございます。

それと、繰越金につきましては今回500万弱、財源調整のため追加させていただきましたが、5 月末で出納閉鎖をしてございまして、実際23年度における繰越金につきましては1億1,784万 8,000円というふうな数字になってございます。昨年より1,400万円ぐらい実際ちょっと繰越金が増 えたというふうな部分でございますが、それの一部の財源として今回繰越金を追加させていただい てもらっております。

あと、148ページ、コミュニティー関係、これは先ほど歳出で申し上げました獅子頭等の補助に かかるものでございます。あと、建物災害共済金、これは井鼻の消防センターのシャッターが壊れ た部分、建物共済のほうからその2分の1が入ってくるというふうなことで今回計上いたしました。

それと、22款町債につきましては除雪機械の購入関係、これは建設課の歩行用除雪機2台分を過 疎債の2次分での追加というふうなもので今予定してございます。

歳入歳出、以上でございますが、161ページは給与費の明細書、また最後のページは地方債の調 書というふうなことになりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(中野勝正) 次に、議案第46号について。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) それでは、住宅用地の分譲につきまして補足説明をさせていただきます。 分譲いたします土地につきましては、尼瀬の162番地、163番地の旧の津又さんの土地のうち、海 側の土蔵を取り壊した跡地の部分でございます。国道に面した間口が約8メーター、奥行きが約22メ ーター、面積ではおおむね180平方メーターを考えております。

この費用でございますけれども、歳出の157ページの委託料で分筆登記のための測量費を、それから公有財産購入費で街なみ環境開発基金から買い取る180平方メーター分の土地代金を計上いたしました。

また、歳入でございますが、土地売払収入を計上いたしておりますけれども、この価格には土地 の購入代金のほかに、今ほどの測量費、それから上水道の取り出し、あるいは下水道管の切り回し などの附帯的な費用を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(中野勝正) これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

〇議長(中野勝正) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号の議案2件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号の議案2件につきましては、定数9人の委員で構成する 予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

〇議長(中野勝正) お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時41分)

〇議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

〇議長(中野勝正) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

〇議長(中野勝正) 議案第45号及び議案第46号の議案2件は、予算審査特別委員会に付託します。 なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

〇議長(中野勝正) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午前10時43分)

第 2 号

(6 月 13 日)

平成24年第2回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年6月13日(水曜日)午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

〇出席議員(10名)

1番 小 林 泰 三 2番 仙 海 直 樹 3番 田中政孝 4番 諸 橋 和 史 5番 中川正弘 宮下孝幸 6番 7番 三輪 正 8番 田中 元 山崎信義 中野勝正 9番 10番

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 長 副 町 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 内 藤 百合子 総務課長 山 田 正 志 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 建設課長 馨 玉 沖 教育課長 佐 男 藤 信

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 田 中 宥 暢

 書
 記 遠 藤

◎開議の宣告

○議長(中野勝正) ただいまから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎一般質問

○議長(中野勝正) 日程第1、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

- 〇議長(中野勝正) 最初に、6番、宮下孝幸議員。
- ○6番(宮下孝幸) 冒頭、本日執行部の皆様方には5名の質問通告ということでありますが、社会 産業常任委員会のメンバーだけでございまして、本日社会産業常任委員会総力を挙げて質問をさせ ていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから質問に入らせていただきます。老朽化放置家屋対策について、当町過疎 化対策の一環として積極、果敢に行われている空き地、空き家バンクや住宅用地の造成、あるいは また若者誘導型住宅の建設などさまざまな取り組みも、残念ながら猛スピードで侵食する過疎化加 速度には追いつかず、年々の人口減少に歯どめがかからないことは、議会人の一人といたしまして も、その責任を痛感いたすところであります。過疎化をとめる妙薬を模索する中にあっても、なお かつ全町的に図らずも負の遺産として増え続けている空き家という悩ましい存在、中でも私が最も 問題視しているのが日常空き家となっていたとしても、例えば盆、暮れ里帰りや帰省の際には利用 されているという空き家ではなく、空き家となってから永年にわたり放置され続けてきた空き家で ありまして、建物は朽ち果て、老朽化が進み、どこからどう見ても家屋としての資産価値を見出せ ず、修繕することはおろか、人が住まいすることなど到底不可能と思われるいわゆる老朽化放置家 屋という存在であります。このこれらの家屋は、災害時倒壊の危険はもちろんのこと、強風による 飛来物落下の危険、あるいはまた外部資材の剥離から起こる近隣住民への騒音の問題など、まさに 地域住民にとり日々平穏な生活の安全と安心を脅かすさまざまな懸念材料となっていることは言う までもありません。言いかえれば、地域における迷惑家屋となっているわけでありまして、この種 の問題は当町のみならず全国的に点在をいたしておりますが、ちなみにあの大都会、東京都足立区 においても、この空き家問題は深刻でありまして、不審者侵入による火災発生という問題を初め多 くの問題の懸念から、足立区では近年老朽家屋等適正管理に関する条例の制定を行い、行政もその 抜本的対策に乗り出したとのことであります。制定をされたこの条例の骨子は、対象となる家屋を 特定し、その所有者に対して解体等の指導を行い、従わないときにあっては勧告を出し、さらに勧

告に従わない悪質な所有者にあっては、行政が強制的に解体を行うことのできるいわゆる行政代執 行権の行使までも認めた条例となっていると聞いております。足立区以外の全国自治体の取り組み 等に関しましては、後ほどご紹介をいたしますが、当町においても、全町的な問題として点在をい たすこの問題でありますが、特に居並ぶ家屋が隣接をし、生活圏が密集している当町海岸地区にあ っては、問題は深刻でありまして、事実剥離外壁のたたき音などの騒音で睡眠が妨げられ、医師の 処方により睡眠導入剤をもらい、薬による安眠を常としているという方も実在をいたしております。

さらにまた、今期発生をいたしました台風並みと言われる爆弾低気圧により倒壊した建物まで存在するということも、当局ご存じのとおりであります。年々地球環境の劣悪化が進み、列島各地で頻繁に起こる大地震や風水害、あるいはまた先般関東地方を襲った国内観測史上最大の大竜巻など、私たちが過去経験を持たない異常現象の数々が縦横無尽、容赦なく猛威を振るう昨今、老朽家屋等を抱える当町において、今後どのような対策を講じていくべきなのか。美観、景観はもちろんのこと、家屋倒壊や飛来物落下の危険から健全生活を営む近隣住民の不安を払拭し、いかにして生命、財産はもとよりその生活の安全、安心を担保していくかなどを考えますときに、私は前記足立区の事例を参考とする条例制定までも視野に入れた抜本的かつ早急なる対策の検討が必要であると考えるわけでありますが、当局の見解を伺います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) ただいまの宮下議員さんのご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるように、東京都の足立区におきましては、老朽家屋等に対する第三者委員会などの意見をもとに、所有者などへの勧告、また解体費用の助成制度を設けた条例を昨年制定したということは、去る4月26日の日本経済新聞紙上で私も拝読をさせていただいております。また、本年4月の朝日新聞に載っておりましたところの、ここ2年31自治体が空き家家屋に対する条例を制定したという記事も承知をいたしております。当然この中に足立区も入っているわけでございますが、先ほど議員さんの質問の要旨の中にもありましたように、場合によってはその所有者の氏名公表、あるいは改善をしない場合には条例に基づいての建物撤去する行政代執行、こういうものも含まれておるということも承知しておりますし、10団体程度がこれらと同じような条例を制定している。本県におきましても、見附市が条例を制定するという予定になっておるということも承知をいたしています。また、この冬全国で初めて秋田県の大仙市が5棟の倒壊のおそれのある家屋を行政執行で撤去したということも聞いております。

今申し上げましたように、現在全国1,742市町村があるわけでございますが、その中で先ほど申し上げました31団体、これに対する条例を制定しておると。制度化はないにしろ、行政で地域とともに対応しているところがほとんどではないかというふうに思っております。また、条例制定では、ほとんどが市あるいは区であるわけでございまして、現在の多様化する社会の中で所有者がわからない、親戚もわからない、一族、血統者が、血縁者がいない。特にコミュニティーのいわゆる形成

がなっておらない都市に問題が多く発生をしているというのが現実ではないかと思います。ことしの冬の大雪でございまして、地域が抱える空き家の雪おろしの問題も、新潟県におきましては全市町村に対しまして空き家除雪の対応事例集というものも、私たちは受け取っております。これを配布した趣旨は、宮下議員さんのおっしゃるように、空き家は個人の財産であり、除雪を含め管理は所有者自らが行うことがこれは基本、当然でございます。その中で、所有者が不明なケースや、所有者が判明しても、除雪の必要性を認識しない、所有者が不明のケース、こういうこともあるわけでございますが、被害が発生する住民が市町村への対応を求める場合があること。しかしながら、空き家の除雪を市町村、自治体が実施するには、空き家に立ち入る法的根拠や除雪費用の負担等の課題があり、慎重に対応する必要があるという指摘をいただいております。

そのために、このような問題過去においてどのような対応ができたのかという事例集も配布され てございますが、ちょっと事例として挙げますと、所有者の依頼で地域住民が除雪をした事例、市 町村が緊急に除雪をし、所有者に請求した事例、所有者が同意の上空き家を解体し、費用は県外の 親族が負担した事例、所有者が同意しなく倒壊したが、災害救助法適用で市町村が敷地内で引き倒 した事例。所有者が不明のため、地域住民と市町村が一緒になって除雪、雪おろしした事例、この ような事例があるわけでございますが、他県の質問事例といたしましては、ここがちょっと問題な のですが、倒壊した不在家屋の始末を地区の住民が社会奉仕で実施したいが、相続人が不明である ため、勝手に廃虚の処分ができるのかという質問に対しましては、財産的価値のない廃屋であって も、所有者または相続人の了解を文書で得てから対応することが大切である。これをそれを無視し てやった場合に、とかく大きなトラブルが発生をしておるという事例が現実あるわけでございます。 そういうことでございますので、軽々に我々行政が判断によってその所有者の了解なく事に至った という場合には、大変大きな問題が出ますので、事例、事例に従って法律の専門家のアドバイスを 受けておく必要があるということでございます。いずれにいたしましても、何らかの対応を市町村 がする場合には、本来所有者が守らなければならない財産を行政が所有者にかわってその私的財産 の保全のために公費、税金を支出することはできない。この対応については、おっしゃることは十 分わかるのですが、慎重に対応していかなければならないという現実がございます。

そこで、過去におきまして本町での危険家屋を町が間に入りまして地域とともに対応した事例を 幾つか申し上げますと、平成18年海岸地区1件、遠方の所有者が最終的に解体撤去した。19年海岸 地区1件、遠方の所有者に業者を紹介し、解体撤去。21年海岸地区2件、同様に解体撤去。23年駅 前地区1件、同様に解体撤去。また、撤去にならないまでも、このような事例がまだほかにもあり ます。また、ことしに入りまして、2月海岸地区で重たい雪の降雪によりまして空き家が1棟倒壊 をしまして、危険性があるため、地元からの要請でこれ以上被害が拡大しないように応急の保全措 置を行使した事例がございます。これは相続人が不明なため、関係するところにもう最善を尽くし て連絡とったところでございますが、いまだに相続人あるいは近親者がおらないという事例がござ いますので、現在も引き続き調査を進めているという実態もございます。また、昨年の秋海岸であ りますが、やはり隣家にかぶさってきそうな危険家屋のため、どうしたらよいかという相談を受け ながら、警察、法的な問題ございますので、弁護士等に相談をしましたら、警察について被害が発 生した時点の手続のことで、所有者の責任において対応とのことでありましたし、また弁護士につ きましては、これは先月の全員協議会で課長が説明しましたように、本来民家の話なので、町が積 極的に対応できないのが基本。民法上は、通報者が弁護士等々に依頼をし、元所有者の調査をし、 賠償請求等を行うことが基本であるという指導もいただいております。これを隣家の方に説明いた しましたが、町といたしましてもできるだけ調査をと、そういうことで相続の可能性がある方全員 再三危険家屋の対応を写真つきの文書で通知をしながらやってまいったわけでございますが、結果 といたしまして、先月末でありますが、身寄りの方から連絡ありまして、昨日その身寄りの方が解 体をされ、更地になったといういい事例もございます。また、4月の低気圧による強風対応、海岸 地区で職員による建物の保全作業もありましたが、同じく海岸地区危険家屋が倒壊し、隣家にかぶ さった事例があります。これを受けた被害者は、この建物を隣の敷地内に自ら戻したと。町といた しましては、その戻した廃退家屋が飛散しないように、その保全のために防止をするために、最低 限の措置としてネットでの防止対策を公費でこれは支出しております。また、そのほか同様の通報 により所有者に連絡をとり、現在も対応しているものがありますが、年に二、三件程度は地域から 同様の連絡があると思います。したがいまして、議員さんの質問のとおり、今後の対応といたしま しては、最近の事例で申し上げましたが、空き家危険家屋の行政対応のガイドラインを定めるべく 今町は進めてまいっております。これは、役場内の各課の持っている空き家、あるいは危険家屋の 情報につきましては、協力して情報を収集するということになっております。今後の対応といたし ましては地域、地域でそういう危険性のある家屋等いろんなものがございましたらご報告をいただ きながら、地域の皆さん、行政にすべて任せるのではなくて、その地域、危険を感ずる地域の皆さ んが共同体の中でこれ対処するという必要があろうかということでございます。いずれにいたしま しても、この危険家屋なりあるいは倒壊してそれを町がもし仮に対応した場合においては、必ず所 有者にあくまでもその経費は請求するという原点はしっかりと踏まえていきます。この場合も、ち ょっと長いんですが、弁護士さんとも相談をしております。やはり所有者の確定が最善だというこ とになっております。

これは、いろいろございますが、今申し上げましたように、ひとつ何とか地域の皆さんの協力をいただいて、その危険性等も共有しながらこれらの問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。ひとつこれからも、全町にわたりまして今ご指摘のあるような家屋がどういう状態で散在をしているのかという確認もする必要があるのではなかろうかということでございますので、そのガイドイランもさることながら、そういう実態把握というものについてもやっておるのですが、やっておるのですが、さらに今の気象状況からいたしますと、どのような、竜巻とかあるいはまた

強風、豪雪、地震、いろいろ最悪事態が想定をされますので、それに対する対応もあらゆる角度から検討してまいる必要があるのではなかろうかというふうに思っておりますので、特に議員さんの皆さん、地域の皆さんからもしっかりとこれらに協力していただかなければならない。すべて行政任せではだめなのです、これからは。だから、皆さんからも、しっかりとその辺のことを確認していただいて、我々にも指導また助言等もいただきたいというふうに思っています。

- 〇議長(中野勝正) 6番、宮下議員。
- ○6番(宮下孝幸) 大変懇切丁寧にご説明をいただいて恐縮でございます。まかり間違って時間が 足らなくなったら、延長申し出なければいけないから、今から心配をいたしております。

町長ご説明のとおりでありまして、これ重複いたすところもありますが、若干説明を申し上げます。これ、総務省の住宅土地統計調査によりますと、全国で8軒に1軒が空き家となっていて、2008年度の統計で757万戸、ここ10年間で180万戸の空き家が増えているということであります。また、先ほど申し上げましたように、町長ご指摘のとおり、福井県の大牟田市や埼玉県の所沢市などを初め、全国16都道府県の31団体、その中にあってその行政代執行権を行使するような条例をつくっているところは10の自治体です。ここいらまで進んできていると。それと、先ほど言いましたように、新潟県下において私この3月の段階で調査いたしましたが、先般見附がこの6月市議会に提案をするという報道がありました。国土交通省でも、先行する自治体の取り組みに刺激を受けてか、自治体の取り組みや国の取り組みなどを紹介するサイトを開設して、国家機関であります移住・住みかえ支援機構、JTIのマイホーム借り上げ制度の活用に力を入れるべく、本格的な対策に乗り出したとのことであります。

先ほど町長ちらっと法律論も申し述べられましたが、建築基準法第10条等には、著しく保安上危険な建物について、所有者への撤去命令や行政代執行を行う規定があります。しかし、家屋の危険というこの危険を何をもって危険とするかという定義、この定義があいまいでありまして、その手順等も明確に示されておらないために、自治体が独自の取り組みを全国的に先行して行っているものと思われます。また、先ほど申し述べられました個人の財産、これは憲法第29条、財産権の保障という、この法律との兼ね合いがあるわけでありますが、この憲法の趣旨そのもの、私も調べてまいりましたが、おおむねの解釈、これは社会生活上公共または個人の権利を阻害することなく、景観や環境に悪影響を与えず、建築基準法や景観法等それらに関する法律を遵守した上で、適正な財産の保全管理が行われている場合にのみ財産権の保障があると解されているというふうに聞いております。しかし、あくまでも個人の財産でありますから、個人が管理をすることは、町長ご指摘のとおりだと思います。そして、行政がすべてをやるのではない、これもまたまさしくそのとおりだと思います。

先ほど町長ちらっとお話しの秋田県大仙市、これはこの雪によって 5 棟の行政代執行による解体を行った。大仙市は、おおむねどこの自治体も同じでありますが、私はこの解体を個人に即すため

にやっぱりいいことだなと思ったのが、まず指導を行って勧告を出して、勧告に従う方に関しては解体費用の半額または上限50万円の補助金を出すから壊してくださいと。昨今の生活事情でありますので、経済的になかなか難しい方々もいらっしゃるでしょう。こういったことを活用して、こういったことを進めていこうという取り組み、これも1つの方法なのかもしれません。先般オウムが隠れ家となっておりましたああいった住みかになりがちなこの空き家、全国的に見ても美観、景観とか倒壊だけの問題ではなくて、放火やごみの投げ入れ放置、あるいは不審者、ホームレスなどの宿となってしまう、こんな問題も全国的に発生をしておるということ、これは事例を調べていくと載っております。町長も、今お話になられましたとおり、ガイドラインをきちっとつくっていく。調査を重ねて、町民の皆さんあるいは議員各位と情報交換をしながら、条例制定をするか否かは別としても、このことについては取り組んでいくのだということを私多分確認したと思いますが、そういう解釈で間違いございませんでしょうか、時間の関係もございますので、ない、あるで結構でございますが。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 黒か白かという発言は、なかなか難しゅうございます。

若干補足させていただきますが、つけ加えさせていただきますが、見附の条例はこれは厳しいもんです。いわゆる勧告に従わない場合は住所、氏名をホームページなりいろいろな面で公表すると。さらに従わない場合は、罰金を取るという厳しいものです。そういう形の中で、そこまでの条例というか、ガイドラインはいかがなものかと思いますが、結論的にはやっぱり住民にあくまでも危害が及ぶようなことになった場合には、緊急避難的な対応によってこれを行政としても一応対処しなければならんと私は思っています。それについては、確実に所有者から今申し上げましたように、請求をしてお金をいただくということになろうかと思いますし、ちょっとご質問の中で、いわゆる景観、美観、この観点におけるそういう家屋についてというご質問でございます。これは、私は行政としてはそういう家屋に対してのいろいろな注文はつけられません。やっぱり所有者の経済の状況とか、いろいろな面の状況ございます。これは、ちょっと私たちとしては差し控えなければならない。

いずれにいたしましても、前段申し上げましたその答弁のように、いずれにいたしてもすべてが 所有者というのではなくて、どうしてもその所有者が確定できない場合には、行政としても執行せ ざる場面も出てこようと思うわけでございますが、いずれにいたしましても、最終的には行政もさ ることながら、地域住民の皆さんのやっぱり力というものが大きいのです。行政がやるとなると、 とかく角が立つ。地域住民の挙げての要望となると、その対応する所有者も対応するにはそれなり の感覚を持つのではなかろうかと思いますので、改めてガイドラインをつくるにいたしましても、 行政がオンリーではなくて、あくまでも地域住民を主体とした中におけるいわゆる安全、安心確保 を図るという辺で持っていきたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 6番、宮下議員。
- ○6番(宮下孝幸) あと5分ほどでございますので、ちょっと立て続けに。

今町長前向きな姿勢というのはよく見えたと思います。いかなる形であろうとも、民が中心であることは間違いないわけです、個人の所有物ですから。しかし、民民の力で何ともならないという事態も発生を見るわけでありますので、その辺を踏まえた上で今後いろんな形の取り組みを検討していっていただきたい。何かをつくったから、それを乱発してやるということは、これはあってはならないわけでありますし、ただ先ほど来から申し上げておりますように、民間の力はやっぱり必要です。これは、主たる力として使うべきでありますが、ここで不測の事態があれば、やっぱり助け船を出すための伝家の宝刀めいたものというのは、行政の要害として持っておくべきだと。バックアップをするための体制づくりというものは、進めていくべきだというふうに私は考えます。法律をつくる否かということは別論議といたしましても、町長と私同じ方向を多分向いているのだろうと思われます。このことをしっかりと確認をさせていただき、進めていただきますことを強くご要望申し上げながら、答弁結構であります。6番からの質問終わります。

◇ 仙 海 直 樹 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、2番、仙海直樹議員。
- ○2番(仙海直樹) おはようございます。それでは、通告に従いまして私のほうから2項目にわたり質問させていただきます。

まず、1番目でございます。婚活支援についてでございます。婚活とは結婚活動のことで、就職活動を略して就活というように、結婚するため活動することを婚活といい、これは家族社会学者の山田昌弘さんと少子化ジャーナリストの白河桃子さんの共著「婚活時代」からブレイクした言葉でございます。今日における少子化問題は、国全体の問題でもあり、この背景には結婚しない人が増えることの非婚化と、結婚をおくらせる晩婚化があると言われております。この結婚に対する考え方というものは、もちろん一人一人違うわけでございますが、例えばこども未来財団や子ども・子育て白書、この子ども・子育て白書については、先日6月5日に閣議決定されておりますが、こういった調査の結果を見ますと、生涯未婚率が過去最高となり、男性では50歳で一度も結婚したことのない人の割合が5人に1人となっております。生涯未婚率とは、50歳までに一度も結婚したことのない人のことをいうわけでございますが、1980年の生涯未婚率は男性が2.6%、女性が4.5%でしたが、2010年には男性がおよそ8倍の20.1%、女性がおよそ2倍の10.6%となって、過去最高となっておるわけでございます。また、未婚者のうちいずれは結婚しようとする人の割合は男性が86.3%、女性が89.4%といずれも結婚願望は皆さん持っているわけでございます。結婚しない理由につきましては、やはり理想の相手に出会えないということに答えておるわけでございます。これは、人口の多い都市部より人口1万人以下の市町村において、その割合が多いとも言われておりま

す。人口の少ない地域では、出会いが大きな理由となるわけでございます。未婚化が進むと、人口 減少により地域全体の活力が低下するなどの問題も起きて、その解決に今や多くの自治体が乗り出 し始めているわけでございますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 仙海議員さんのご質問にお答えいたしますが、ご質問の趣旨、要旨にありますように、平成24年版の子ども・子育て白書、これによりますと、おっしゃるように生涯未婚率は男性で20.1%、女性で10.6%、いずれも過去最高となって、今後さらにこの数字は上昇するであろうということが予測されています。

当町におきましては、このいわゆるその数字を当てはめてあれしますと、生涯未婚率が男性が30.6%、女性が7.2%、男性のやっぱり未婚率が非常に高くなっているというのが現実でございます。未婚率の上昇は、これはやっぱり少子化の進行につながる要因の一つでございますし、今後地域経済の活力低下にもつながるということで、本当に懸念をいたしておるわけでございますが、これらに対しまして新潟県も、この同じように危機意識を持ちながら、少子化対策の一環といたしまして、平成20年度から出会いの機会が少ない独身男女に対しまして、出会いの場を創出する新潟出会いサポート事業、これを実施しておりますが、これが直ちに結婚に結びつくというものではありませんが、やっぱり地域で出会いの場を創出するということは、非常に大きな意義があるのではなかろうかというふうに思っています。

当町の場合も、今申し上げましたように、男性の未婚者が多いわけでございますので、独身男女の出会いの場の創出ということも大切であり、これは行政、民間を問わずこの地域全体の大きな課題としてこのような形が、私もかつて申し上げたのですが、こういうことも進めてみたいということを申し上げているわけでございますが、何らかの形を整えながら進めてみる必要があろうかというふうに思っています。

ただし、これは皆さんもご承知のように、当町でも前にやっぱり定住促進相談員とか、あるいは 商工会の皆さんから町がサポートしながら、徹底的にああいうその男女出会いの場を創出したわけ でございますし、また広域圏の長岡でも私たちの仲間になって、そういうひとつの出会いの場をつ くったわけでございますが、実質的には余り効果も出たことは出たのですが、これはというクリー ンヒットではなかったということであろうかと思いますが、今後はもうちょっと形を変えた中でそ ういう場の創出が必要ではないかと考えておりますので、また仙海議員さん、皆さんお知恵をかり ながら、今後またこれらの問題進めてまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(中野勝正) 2番、仙海議員。
- ○2番(仙海直樹) ありがとうございました。大変の前向きなご答弁、ありがとうございました。 実は、私の友人にも独身の方いるわけでございまして、人間一緒におつき合いしていて、すごくい方なんだけれども、何でなのかなと思うところもあるわけで、やっぱりそういった意味ではこ

ういう出会いの場というのは大事なのかなというふうにも思っております。最近では、ご案内のとおり町コンだとか、そういったように町全体の単位で100人とか、多いときにはもう1,000人以上になるわけでございますが、飲み屋さんだとかそういうエリア内で合コンを行って、地域の活性化に結びつけてるところも、新潟、長岡などであるわけでございますけれども、そう考えると、出雲崎町も産業、観光などと結びつけまして、レジャー型、体験型になりますか、そういったような出会いの場の提供というものもまた考えられるのでないかというように、そんな大きいものではないですけれども、考えておりますし、町長先ほどもおっしゃいましたように、県のほうも児童家庭課になりますか、新潟出会いサポート事業を行って、これも多くのカップルが誕生しているというのもまた事実でございます。

例えばなんですけれども、各種団体ですとかあるいは青年部なんかで、そういったような婚活パーティーを主催して行う場合に、お金もかかってくるわけですが、町としてそういった費用について助成するお考えはありますか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 私も、先ほど答弁で申し上げましたが、行政の行うそういうその仕掛けは、なかなか型にはまってしまって、今の若い人たちには受け入れられないのです。

だから、今仙海さんおっしゃったように、各地町コンとかあるいは宮コンとかあるいはうおコンとか、いろいろ試みされているのです。それらに対しては、案外大勢の人が集まるのです。私は、やっぱりそういう形の中で、今仙海議員がおっしゃったように町で行う、私はこれが地域を大きく長岡とか新潟ということは考えておりません。やっぱり試みに町でやりたい。町でやるためには、今言うNPOの皆さんとかあるいはそれぞれ営業されている方ございます。そういう皆さんが我が家でその男女出会いの場をつくります。それには、新鮮な魚もあります。お酒もいろいろあります。焼酎もあります。ぜひ寄ってください。そこに出会いの場をつくってもらって、皆さんからそういうところで気楽にもう飲みながら、食べながらお互いの意気投合するような場所を私は、これは事例です。そういうものをやりたいと思っているのです。やってもらいたいと思うんです。それにはやっぱり経費もかかります。例えば1万円かかるから1万円出せとは言わない。やっぱりそういうものに対しては、そういうその営業する人たちからも努力してもらう。町も、それに対して助成しながら、やっぱり大勢の皆さんからいろいろ集まってもらってやるというような初歩的な試みは、私はこれは全く今の私の考えです。やりたいと思う。やってもらいたいと思うのです。それらは、行政が確実にバックアップしてやらなければならんというふうに思っています。

- 〇議長(中野勝正) 2番、仙海議員。
- ○2番(仙海直樹) 大変前向きなお答えありがとうございます。全面的にバックアップしていただけるというふうに私解釈いたしました。

今町の行っている若者誘導型の住宅ですとか、あるいは住宅の分譲につきましても、大変成果が

上がって多くの方がお住まいになっておるわけでございますし、今度は町にお住まいのそういった 方々に出会いの場といいますか、そういった婚活の場をまた提供していただいて、一人でも多くの 方にお住まいになっていただいて、地域の活性化につなげていっていただければなというふうに私 はそう考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らさせていただきますが、津波に対する避難についてでございます。津波対策についてでございますけれども、今年度当初予算に計上されている津波避難路に係る整備でございますが、これはどこをどういったような整備をするのかということをお伺いいたします。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 次の津波対策についてお答えをしたいと思いますが、本年度の津波の緊急避難場所の整備工事ということのご質問でございますが、ご承知のとおり東日本の大震災を受けまして、当町におきましても津波の避難場所あるいは通路等を整備するということで、24年度から3カ年間で緊急的に防災環境の強化を図ることといたしまして、国の23年度できました緊急防災・減災事業の起債事業等によりまして、本年度も実施する予定としております。

全体の事業計画ではハード整備、あるいは避難路の新設、補修、案内看板の整備、照明整備等が 主なものとなっております。現在新潟県でも、津波対策検討委員会を設置いたしまして、本県の津 波対策全体の見直しを行っておりますが、本年9月ごろその報告、取りまとめが行われるというこ とになっておりますので、それらのことも対応しながら、またさらに整備をしてまいりたいという ふうに思っております。

また、現在その委員会で新潟県に影響あると考える地震発生地域の8パターンの設定をし、最悪の状態になった場合の津波の浸水想定区域検討しておりますが、今までの浸水想定区域につきましては、本町は4メーターということになっており、これを想定して町内の20カ所の避難場所を設定しておりました。ただ、今回県が浸水地域の見直しを行っているため、この結果によっては先ほど申し上げましたように、また本町の避難箇所を見直す必要も出てくるのではなかろうかというふうに考えております。そのようなことから、避難所の見直しが必要になった場合には、手戻りとならないように慎重に作業を進めてまいりたいと思っております。

また、今回そのような中で議員さんの質問であります昨年の津波避難訓練でも、地域から何とかならないかという避難場所の再検討の要望が出ておりました本折町2区、井鼻1区、2区、近隣の高台避難場所、井鼻二荒神社の高台、または鳴滝町1区の高台までの距離があり過ぎるから、新たな避難場所として本折町2区の裏山で以前上野山に通ずる山道があったようですが、現在は崩れてちょっと通行不能になっているというようなところもございますので、新たにいわゆる場所の通路の整備というようなことで、今最優先でまたこれらを考えております。

ご承知のように、海岸の背後地は急傾斜地でございますので、工事も入っておりますし、法的制

約も受けておるところでございますが、そのような中でできるだけ可能性のある安全を確保できる それぞれの面をしっかりとまた見きわめながら、この避難道路の整備等々も行ってまいりたい。そ して、現在そういう箇所につきましても、コンサルを入れまして設計委託も発注しております。現 在工事費で約700万の予算計上しておりますが、この結果によりまして本年度別に避難看板の工事 発注予定しておりますが、この事業にも影響することがあると思っておりますので、今後避難路に つきましても先ほどの家屋の問題と同じように、所有者等の登記の問題もありまして、整理する部 分が大変多いかなというふうに思っております。

ハード的な工事は別といたしまして、ソフト面でも災害時の避難済のシール配布につきましても検討しておりまして、今後本町に合ったものを配備したいというふうに考えております。これから夏に向けまして、建設協会の与板支部にお願いしまして、津波避難場所を含めた海抜表示を海岸地区の約40カ所程度にシールを張ってもらうというような準備も進めておりますので、できるだけ安全対策には急ピッチで精力的に進めてまいらなければならぬということで、今申し上げましたようなことで事を進めておるということでご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 2番、仙海議員。
- ○2番(仙海直樹) ありがとうございました。今町長おっしゃいましたように、避難所の見直しも検討されているということで、本町4メートル想定という話もお聞きいたしましたが、海岸の地区裏のほうが急傾斜になっております。一気に来た場合、その海面の高さというものはさらに上昇する可能性もございますので、そういったことも含めて見直しの検討よろしくお願いしたいと思いますが、実は私昨年の10月31日になりますか、津波の避難訓練に参加してまいりました。出雲崎保育園の前から参加させていただいたんですが、円明院さんの階段を上って、その脇の裏山から記念館のほうに抜けて、そして最後は心月輪の前で町長そこで講評を述べられていたわけでございますけれども、私はああいったような急な階段だとか山道を年配の方、足の不自由な方が登るに際して、やっぱりそういったのも含めた中で検討していかなければならないのかなというふうに感じたわけでございますので、その辺も検討に入れながら整備をしていただきたいと思います。

しかしながら、今回起きました東日本大震災におきましては、そういった整備がしっかりとされていたにもかかわらず、やはりその避難の妨げの原因の一つとなったところに、人間のこの心理といたしまして、正常性バイアスというものがございました。この言葉は、震災以降多くのメディアや専門の先生方が取り上げられておりますので、既にご存じの方も多いと思いますが、この正常性バイアスというものは、今までの経験から根拠のない理由で自分は大丈夫と思う心や、またそんなことは起きないというような、自分を正常化する人間の心理で、そのために避難しなくても大丈夫という心がどうしても生まれてしまう。人間の心理でございます。これを打ち破るには、やはり防災教育や避難訓練あるいは防災無線の放送のあり方、そういったものが検討が必要だと言われておるわけでございますけれども、とりわけ防災無線では避難に際してやはりそういった心理に対して

避難する心のスイッチを入れるために、いかにその状況が切迫しているかということを伝えなければならないというふうに言われておるわけでございますが、津波災害に備えた防災教育でございます。これは、海岸地区には小中学校ございませんけれども、保育園はございますし、また学校がないときにも起こる可能性もあるわけでございますし、そういった津波に対する防災教育については、今後どのようにお考えか。そして、今申し上げました防災無線の放送についてのそのあり方については、どういったようにお考えか、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) まず、この防災関係におきましては、ハードとソフト両面があるかと思うのですが、ご承知のようにちょっと皆さんも、私もそのビデオ等持っているのですが、例の群馬大学の教授で片田敏孝さん、この方が講演をされて、先般私ちょっと聞かせてもらったのですが、あの防災訓練というか、その危うさ、厳しさというものを徹底的に教育したために、それが生かされて本当にほとんど被害出さなかったということで、各地でその事例を講演をされておるわけでございますが、その前提となる基本は、居安思危。居安思危というのは、安きにおりて危うくを知るということなのです。どんな場面があろうと、今先ほどおっしゃったように、どんな場面においても、そういう事態、もうそういう津波、地震になったらもう津波が来るというふうになったら、直ちに逃げる、身の安全を確保するというものをしっかりと心得ておらなければ、この災害についてどんなハードを施しても効果はないとおっしゃっておりました。

片田先生は、やっぱり徹底的にその地域の防災訓練、教育のために地域に出向いて行かれると、地域の方がもうあんたの話なんかわかったいねと。もうそんなことなんか聞かんたっていいんだということまで言われた。そして、あんた方は例えば大きな地震があったら逃げますか。いや、防波堤があるから逃げません。大丈夫なのです。そんなこと心配しんでいい、そういう方か多かったらしいです。そういうものに対して、徹底的にそうではない。そうではない。まずそういう事態を想定して、まず身の安全を確保を図りなさいということを徹底的に教育されたそうです。それが功を奏したということで、とうとい人命がいわゆる救われたという時点からいたしましても、私はやっぱりハードよりも住民の皆さんから、あるいは雨にしてもそうです。地震にしてもそうです。今津波。もうそのひとつの想定を超える事態が起きるんだということをしっかりと自らが確認をしながら、まず自らが身の安全を確保するということ、私はこれを徹底的に町民の皆さんから理解してもらわなければだめです。どんなハードしたって、大丈夫なのだというような気持ちを言われたら何の効果もないわけです。だから、私はそのハード面よりも、ハードもやります。やりますが、その防災教育については子供さんたち、いろんな立場通しながら徹底的にまたひとつ理解してもらうような形のいわゆる場面をつくっていきたいと思っています。

また、防災無線につきましても、今デジタル化を進めているわけでございますので、今までとは 違ったいわゆる全町にすべて行き渡るような声等もございますし、あったときにはそこから町に対 するまたいろんなあれを求めるような装置もしてございますので、防災関係のいわゆる無線。防災 無線の活用、これもやっぱりしっかりと町民の皆さんが戸惑いを感じないように、しっかりとその 緊急時には放送ができるような形も職員あるいはその担当する方々から身につけてもらうようにや っていかなければならんかなというふうに思っていますので、ハードもさることながらソフト、そ の面をしっかりと改めて町民各位の確認をいただきたいなと思っております。

- 〇議長(中野勝正) 2番、仙海議員。
- ○2番(仙海直樹) ありがとうございました。町長今おっしゃったように、私も全く同じところでございます。やっぱりハードの面幾ら整備しても、そういった部分で来ないだろうと思う気持ちがあれば、やっぱりせっかくされても避難されないわけでございますし、そういったことが大事なのかなと思います。

これ、私去年の防災無線、津波避難訓練の内容の防災無線の案内なのですが、こういったような津波警報が発令されました。高台に避難してくださいというような放送ですと、どうしても今町長もおっしゃったように、私も申し上げたような現象が起きまして、やっぱりなかなか避難されない方が多いんです。やっぱりもっと切迫感を持つような放送内容に検討していかなければ、やはりせっかく避難路整備していただいても、やはりそういったような災害、惨事が起きるというふうに考えておりますし、これは茨城県の大洗町の例なのですけれども、防災無線が実はこのたびの震災については、くださいではなくて命令口調で放送したそうです。そして、何度も何度もその放送の内容を差しかえて放送して避難を呼びかけたおかげで、津波は4メートルだったと記憶しておりますが、死者は一人も出なかった。地震による死者が1人出たというふうにはありましたけれども、そういったことですとか、本町庁舎から海が見えませんので、どうしてもそこにどなたかが行かれて、そこで防災無線によるアンサーバックになるのか、それとも無線になるとか、携帯電話は多分混乱して使えなくなると思うので、そういったような訓練もあわせて検討していただきたいというふうに思っておるわけでございますし、もう一つつけ加えさせていただけば、町の総合計画の防災の中にもこの津波に対する事項をまた盛り込んでいただいて、また検討していっていただきたいというふうに考えております。

もう少しで時間になりますが、最後に一言申し上げて終わりたいと思いますけれども、先般3月21日、22日と私たち議員たちで政務調査で被災地に行ってまいりました。南三陸町、気仙沼、釜石でございます。本当に言葉にならない状況で、テレビ報道で見るよりもはるかにすごい状態になっておりました。南三陸町でバスからおりて、志津川病院ございます。船がまだ2階の部分に刺さった感じになっておりまして、先日から解体工事が始まったと聞いております。そして、その裏に防災庁舎ございます。天使の声と言われた女性職員の方が最後の最後まで避難放送をし続けた場所でございますし、あの放送で多くの方が助かったと言われておりますが、あの建物3階、4階建てがやはり海に沈んだわけなのです。やはりそういったことで、ソフト面の検討というのは必要という

ふうに考えておりますし、また一昨日で1年3カ月が経過しておるわけでございますが、私たち出雲崎町およそ8.9キロの海岸線を抱えておるわけでございますが、その自治体としてやはりこの津波による災害で今後はやはり死者、行方不明者というものは出してはいけないというふうに私は考えておるわけでございます。また、きょう来るか、あした来るか、また来ないかもしれないことに対して、やはりそういった気持ちをずっと維持し続けていくというのは、これはまた非常に大変なことというふうに思いますが、先ほど以来宮下議員さんのときも町長おっしゃっておりました。何もかも行政任せではやはりだめだと思います。やはりそこに住まれている住民の方、あるいは町民の方がそういったきっと大丈夫だとか、そんなことはないんだというような、そういう気持ちを払拭していただいて、やっぱり生きるためには避難するんだ、そういったような気持ちで進んでいければ、私はハード面とソフト面とあわせてこういった津波に対する災害というのは防げると思っておりますので、以上そのことを申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

- ○議長(中野勝正) 答弁いいですか。
- ○2番(仙海直樹) はい。

◇ 山 﨑 信 義 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、9番、山﨑信義議員。
- ○9番(山﨑信義) それでは、私も通告に従って質問をさせていただきますが、まず最初に言っておきますが、今回のこの町民の健康づくりについてなぜ出したかということについてであります。町長もご承知のとおり、高齢化非常にこの町も進んでおります。現在37%という数字でございますが、それによる医療給付費の伸び、これに伴ってそこに書いておきました国民健康保険特別会計と、それから介護保険の特別会計、これの先行きが私非常に不安でしようがないわけですが、その中身は別問題といたしまして、その予防の意味でこれからこの健康づくりを大いに私は進めていただきたいということで質問をさせていただきます。

そこで、その特別会計の中身を決算から見ますと、医療給付費22、23年、23年決算は出ておりませんが、大体のところで今6,800万上がっております。予算を見ますと、今年度は国民健康保険事業で10.1%アップ、介護保険で10.9%アップという予算であります。金額にしますと、1億2,350万円のアップを組んだ予算であります。それだけ上げていかなければならない。しかも、基金がもうなくなってきている状況でもございますし、私も介護保険の運営委員をしておりますので、その中身はわかっておりますが、そういう関係からどうしてもこの健康づくりをしていかないと、町長も歩いておられますけれども、財政上の問題が出るから考える必要があるなと思います。そのために、自分の健康は自分で守るという健康づくりを進めていることが大切であると私思いますが、その現状認識を含めて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議長(中野勝正) 町長。

〇町長(小林則幸) 山﨑議員さんのご質問にお答えをいたしますが、議員さんのおっしゃるように、自分の健康は自分で守るという健康づくりについて、これが基本でございますので、当町でも平成22年度に健康いずもざき21を策定をしまして、健康増進に関する施策を体系的にひとつ構築しながら、町民自らが主体的にひとつ健康づくり取り組んでいただきたいというライフステージに応じたそれぞれの取り組みも設定をいたしまして、全町民の健康づくりを進めておるところでございますが、先ほどおっしゃいますように、健康づくりは行政だけではCKD対策とか、いろいろな面の行政はできる限りのことは対応しておるのですが、やっぱり町民の皆さんから自らやっぱり自分たちの生活、この安定をあるいはまたエンジョイするためにも、健康に対しまして関心と理解を深めていただきまして、行政、地域、職場、学校、関係機関が連携をしまして、地域社会全体でやっぱりこの健康づくりを進めていくことが最も重要なことであり、肝要なことでないかと思っております。

このたびの厚生労働省でも、国民の健康づくり計画案に健康寿命を伸ばすという目標を盛り込むといたしましたが、健康で長生きする、単に寿命を伸ばすというのではなくて、いわゆるその健康年齢、平均寿命でなくて健康年齢、これをいかに高めるかということは私は一番大切だと思うわけでございますが、そのためには生活の質をあらゆる観点から見直し、重視しながら進めていかなければならないかと思っております。当町におきましても、健康で長生きする町民が増えれば、今議員さんのおっしゃったように、国保関係とか介護保険関係等々の支出抑制にもつながるわけでございますので、ひとつこれからも行政と町民、地域一体となってもう健康づくりというものに対しまして真剣にまた取り組んでまいりたいと思いますし、またこの後における質問の中でも、いろんな関連する質問ございますので、その中でもお答えをしていきたいと思っております。

- 〇議長(中野勝正) 9番、山﨑議員。
- ○9番(山崎信義) 認識は一緒だと思いますので、それ以上は言いませんが、本年度の重要施策の中にも健康で安心して暮らせる福祉の町づくりということで、前からずっとやっておられますが、その施策を展開しながらきちんと予算づけされて、私はあとお願いしたいのは、その中でいわゆる経過とかその結果とか、その辺はきちんと把握されて次の施策を組んでいただければなというふうに思っております。

多分一緒だと思いますので、それでもういいですが、やっぱり自分の健康は自分で守るしかないわけですから、他人がしてくれるわけありませんので、行政頼みではいけないと私も思います。そういう意味で、後で触れますけれども、今回の海岸ウォーキングロードができました。これの活用、その辺もしながらやっぱりあるものを使って、この次トレーニングルーム触れますけれども、しっかりとした自分自身の体力づくりをしていただければと思うわけであります。

特別会計の中で触れれば、給付費のほとんどはその医療の関係で消えるということもありますので、そういう意味での対策なのです。数字は言いませんけれども、それが増えてくる心配がありますので、あえてそういうことを申し上げておきます。今後も、先ほど言いましたけど、その重要施

策の健康づくりについて、きちんとした予算づけをお願いしたいということを触れておきますが、 その辺について一言。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) おっしゃるとおりでございまして、その例えばCKD対策、いろいろ問題を進めているのですが、結果追跡調査、これはもう絶対必要でございますので、町はそういうことについても対応いたしておるわけでございますし、改めて申し上げますが、平均寿命、女性が今86.30ですか、男性が79.55ですか、私はその平均寿命もさることながら、先ほどの健康寿命です。健康寿命というのは、いわゆるその年代に入って介護受けないで自分で自立した生活を送れる、これが健康年齢というのですが、新潟県は大体男性におきましては約69.9、70歳。70歳までは、ひとつしっかりと介護を受けないで自分で自立して生活ができるような体制をつくりたい。女性の方は73.77歳と言われているのです。寿命長いだけに健康寿命、この健康寿命です。長生きをしてもらいたい。してもらいたいが、しかしやはり長生きをしながら、やっぱり自分のことは自分で生活ができる。また、自分の生活の質を高める。その健康寿命をいかに上げるかということをこちらも長寿よりもそういうものに対して徹底的に町は対応していかなければならぬと思っておるのです。

今山﨑さんのおっしゃるとおり、今後ともそういう面に対して、また議員さん等のご指導いただきながら、私たちも町民の声も聞きながら徹底的にひとつやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(中野勝正) 9番、山﨑議員。
- ○9番(山﨑信義) 予算づけさえきちんとしていただいて、その後のフォローアップをしていただければいいと思いますけれども。

町長も先ほど触れました。私も、前から自分のこの仕事の関係の中であるわけですが、健康で美 しく老いていくのがすばらしいということを私も肝に銘じておりますけれども、そうすればお医者 さんにもかからんで済むだろうし、お金もかからんで済むだろうしということで、非常に喜ばしい ことかと思います。深いところはいいですから、その辺をきちっとまた押さえていただいて、今後 の施策を期待しておきます。

次に、町民体育館にトレーニングルームできましたけれども、県下に誇る機械器具をそろえて、トレーニング教室も開設されております。あれは年間15回ですか、利用されておられますが、どうしてもこういう施設というのは、最初は人がたくさん行くんだけど、だんだん、だんだんこう減ってくるという懸念がありますが、まずその辺のところで利用状況について、数値がありましたらお示しいただければと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) ご質問の要旨にございますように、体育館にトレーニング器具を平成21年度導入いたしまして、翌22年4月から使用開始しておりますが、導入機器の内容につきましては、全身

の筋肉トレーニングが可能な7台のマシン、そして有酸素運動用としてエアロバイク、ランニングマシン8台、計15台の最新のマシンを導入しているところでございますが、まず現在の利用人数につきましてご報告させていただきますと、平成22年4月から3月までは7,382人の方からご利用いただきまして、23年4月から24年の3月、ご承知のように若干利用者が減っておる。5,946人ということになっております。

この2年間利用人数は1万3,328人、月平均で約555人ということになっていますが、この新しい機器の導入以前が年間でおよそ200人程度の利用でありましたので、この機器を導入することによりまして、大変大勢の方から利用いただいているなということで感謝もいたしておるわけでございます。

通告にもありますように、このごろの健康増進のためのシェイプアップや筋力アップなどのために、年20回程度町といたしましても、いろいろな教室を開いておりますが、大変この教室につきましては、関心も高うございまして、もっと増やしてくれというようなご要望が出ておりますので、非常にありがたいことだなというので、これからもいろいろな意味の教室もそうでございますが、この機械器具による筋力、体力増強、増進等につなげてまいりたいと思っています。

また、保健福祉課でふれあいの里で65歳以上の方々を対象に実施しておりますパワー教室の参加の方々が教室終了後、スムーズに体育館のマシンが利用ができるようにと、運動指導士からトレーニングマシンのマシンの説明とか指導を行って、ぜひこれをまた利用して、加えてまた体力向上を目指していただきたいということで進めております。近隣市町村にはない充実した器具が備わっておりますので、今後とも施設利用の有効性を町内はもちろん町外の皆さんからも、できたらやっぱり可能な限り利用していただければいいのではないかなということも考えながら、利用率の向上を目指してまいりたいというふうに思っています。

また、今ほど説明いたしました取り組みをさらに充実ということでございますが、町で実施しておりますところの足腰達者教室とか、各種教室の中でトレーニングマシンの利用を取り入れるなど、福祉利用の関係機関と連携しながら、何としても町民の皆さんからそういう機会を得ていただきながら、健康増進に努めていただきたいというように思っています。そのことが冒頭議員さんのお話にもございましたが、医療費の抑制にもつながり、また個人のためにも本当に最高のまた生活がエンジョイできるのではないかと思いますので、そういう点でまたさらなる町民各位の健康の保持、増進に努めてまいりたいと思っております。

- 〇議長(中野勝正) 9番、山﨑議員。
- ○9番(山﨑信義) 今数字を挙げていただきましたけれども、確かに利用者の方非常に喜んでおられます。

町外の方でも、やっぱり機械をわかっておられる方は、非常にそういう意味でいいんだろうと思うのですけれども、なかなか理解ができておらないということもあるんではないかなと思いますが、

その辺はまたPRの方法等もあると思いますので、今後よろしくお願いしたいと思います。

あと、教室の問題今ちらっと触れられましたけれども、人数的に今回が15名でしたか、応募の数。 その辺をもう少し増やせるのか、あるいは回数を変えるのか、その方法論の検討がいただきたいと 思うのですけれども、町長その辺の考えどうですか、人数増やすとかその回数増やすとか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) ちょっと課長に聞かんとわかりませんが、人数を限るということは、やっぱり 指導員の関係なのです。そのことで15名。

そして、申し込みがたくさんございますから、順番待ちということで、全く我々も行きたいんだが、次に回してくれということを言われているということでございますので、その辺をどういう解決策あるかひとつまたちょっと検討しながら、できるだけご要望にこたえられるような体制づくりが必要ではないかなと思っておりますので、また検討させていただきたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 9番、山﨑議員。
- ○9番(山﨑信義) 非常に簡単明瞭に答弁されているから楽ですけれども、そのとおりで、せっかく希望している方がおられるのに使えないということでは、これまたうまくないと思うし、その意欲もそぐと思いますので、希望者が全員できるような形を考えていく方法をとっていただければというふうに思います。それでは、今後のやり方に期待いたします。

それでは、最後のほうの問題移ります。先ほど触れました海岸地区、今年度は石井町、住吉町に 入るわけですが、井鼻から羽黒町まで完成しましたウォーキングロードについて質問させていただ きます。街並も含めて今結構歩いておられる方もおられます。せっかくこういう施設をつくられて、 そこが宝の持ち腐れになってはならんと私も思いますので、これを健康増進を図る1つの大きな目 玉にして、今後活躍していただければというふうに思います。それには、最初も触れましたけれど も、個人の日常の管理、これが大事だと思います。先ほどのトレーニング教室もそうですが、その 中で触れておきました管理するためのノート、あるいはカード、こういうものをつくって、そこは 自己管理ですから、自分で記入するわけですが、例えばちょっと町でも配りましたこれご存じです よね。コースを設定して。皆さんわかりますよね。4コース設定してあります。それで、この裏の ほうに自分でやれるように、10分歩いたら丸にする、こういう形がありますので、こういうものを 利用しながら進めていく。最終的には私が言いたいのは、カードもそうですが、トレーニング教室 なんかも回数多い、あるいは中身の問題で、やっぱり人間というのはほめられると喜ぶので。何か 表彰、紙1枚というのは何ですけれども、表彰してやったらどうかなと思う、体育の日でも。そう いう形のものをつくっていただければありがたいなというふうに思います。そうすると、数も増え てくるのだろうということがございますので、その辺の管理方法等について町長のお考えをお伺い いたします。

〇議長(中野勝正) 町長。

○町長(小林則幸) ウオーキングロードも、大変利用している方々から非常に快適で、すばらしいという好評もいただいておりますが、やっぱり特定の人では困るのです。できるだけ不特定多数の大勢の皆さんからご利用いただくことに価値があろうかということで、今おっしゃっておりますように、それぞれ5分、10分、1カ月健康ウオーキング等々を実施しておりまして、今100人以上の方々からご参加をいただいているということでございます。

非常にすばらしいことではないかなと思うのですが、やっぱりおっしゃるようにそういう励みというか、個人の努力をまたいろんな立場で評価させていただいて、ぜひまた続けてもらいたいし、またその後に続く人たちにも呼びかけてもらいたいというようなことも、私は大事ではないかなと思っています。そのいわゆる100人になる皆さんのそのいわゆる歩かれた実績等をひとつ見させていただいて、それに対していや、頑張っていただきましたと。先ほど申し上げるように、本当に町民の皆さんが健康でいただければ、いろいろな面でやっぱり相乗効果でプラスが出てくるのです。だから、そういうものに結びつくとするならば、山﨑議員さんのおっしゃるように、私はやっぱりそういう機会も設けていいのではないかと思っております。それらの方法等につきましては、これから検討させていただき、またご意見いただきながらやっていきたいというふうに思っております。

さらに、今年度は、朝と夕方の家庭血圧の記録と運動記録を管理できる血圧手帳を配布して、各自において自分の健康管理ができるように進めておりますので、これらも対象にしながらひとつやっぱりいろいろな意味で数値が、血圧もそうですが、血糖値とか中性脂肪なり、コレステロールなり、そういうものが頑張ったことによって下がれば、いや、皆さん頑張っていただきました。その体験をまたお聞かせいただきたいというような、そういうことも事例に1つ例にとりながらやっていったほうがいいかなというふうに思っていますので、また山﨑議員さんのおっしゃるようなご趣旨も十分理解しながら、また検討もさせてもらいたいというふうに思っています。

- 〇議長(中野勝正) 9番、山﨑議員。
- ○9番(山﨑信義) 皆さん方、また休憩が心配だと思いますので、簡単にしておきますが、やっぱりカード方式とか手帳とか、そういうものを利用しながら評価を今度していくということも大事かと思いますので、その辺の配布方法等もまた考慮いただきたいと思います。

ただ、ほかのところ、万歩計なんか配布している町村もあるのです。これなんか金がかかりますけれども、ただ歩けばそれでいいわけですから、体一つで万歩計の配布は別問題としまして、経済許せばそれはそれでもいいかと思います。

そのほかに、きょうは老人クラブさんおられますが、高齢者のためにも健康づくりということで、 老人クラブ対象にいろいろ軽スポーツやっている町村もございますが、いろんな形でまた教育課長 まだ就かれたばかりですので、ちょっと頭の回転大変だと思いますが、今後その辺も検討して、と にかく町じゅう総ぐるみで健康づくりをするんだという基本理念を持っていただいて、今あいさつ 運動やっていますが、それに匹敵するぐらいの気持ちで頑張っていただきたいというふうに思いま す。最後に一言。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 私、この前老人クラブの総会ちょっと若干ご紹介申し上げたのですが、人生 100年、医師歴75年、日野原重明さんの「100歳の金言」というものを出されておるのですが、私は 昼のNHKの時間でちょっと見たのですが、ああいう方々の生きざまというのは、自分たちもそう いう生きざまをすれば、そこまでいけるんだというやっぱりそういう 1 つの具体的な事例を町民の 皆さんからもご理解いただくためにも、私はやっぱりそういうもう100歳あるいは100歳超えてさら にかくしゃくとしておられる方々のいわゆる生きざま等、そういうものもちょっとまとめて、こう いうこともありますよというようなことを町民にお伝えをするということも必要かなというふうに 思っていますので、今後またそういうこともひとつ検討しながら進めてまいりたいというふうには 思っています。
- 〇議長(中野勝正) この際、しばらく休憩します。

(午前10時45分)

〇議長(中野勝正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◇ 田 中 元 議員

- 〇議長(中野勝正) 日程第1、一般質問を続けます。 8番、田中元議員。
- ○8番(田中 元) それでは、順番が来ましたので、質問させていただきます。

中学校の野球場について、もう一回再度の質問になります。町長の考え方を伺いますとともに、 学校教育として教育長が野球場をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

平成18年3月の定例会で野球場について、同じく平成19年の9月の定例会で中学校の陸上グラウンドについての質問をいたしました。2回の質問とも、今後検討するとの答弁でございました。その後、検討されていると思いますので、その経緯等についてお答えいただきますが、何ゆえ再度質問に至ったかといいますと、中学校の野球場を住民の一部の方がボランティアできれいにして使いたいという話が出ました。これは、特にあれしますが、名前はあえて申し上げませんが、小学校のほなみクラブの野球場の練習なのですが、ほなみがやはり小学校のグラウンドでは距離がなくて狭くてできないということで、野球場を主に土日で使っておるようでございます。そんな関係で、なかなかとれないとか、それで一般の町民の方が土日の平日は練習したくても、中学生と小学生が専用でもう1年間前借りしてしまってなかなか使えないという状況になっているのだそうでございます。それで、ほなみのコーチしている一部の方の中で、中学校の野球場を見まして、草が荒れてい

るのですが、あれを何とかボランティアで整備をして使いたいという話が現在浮上しております。 それで、仲間うちで話をしていましたら、その人がやって整備をしているうちはいいが、その後ま たあれすると、維持管理が大変になるなという話の中から、その方が今作業をするというか、ボラ ンティア活動をしようというのをとめている状況でございますので、本来はそれを先に担当のほう へ私が言うべきなんでしょうけれども、前の例もございますので、今回この話になったわけでござ いますが、前回の答弁では消極的な考え方が示されましたが、こういうような状況の中で中学校の 野球整備についての町長、教育長の考え方を、積極的なボランティア活動も生まれそうでございま すので、その辺でご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 田中議員さんのご質問にお答えしたいと思うのですが、通告にもあり、またお話のように、平成18年の3月定例会、平成19年の9月の定例会とご質問いただき、お答え申し上げておるところでありますが、田中議員さんから特にまた野球にかかわっておられるということで、それに対する深い思い入れがあるその気持ちに対しましては十分理解をし、感謝をしているわけでございます。

子供の育成には、やっぱり授業あるいは勉強等々を通しながら、先ほど来から話が出ておりますように、健全な身体に健全な精神が宿るというように、体力の練磨ということが基本中の基本であるという考えは、田中議員さんと私の考えに隔たりはないと、共通認識を共有していると思うところでございます。

まず、そのグラウンドの問題でございますが、平成23年当初、予算計上もいたしましたが、ご承知のとおり東日本大震災など予期せぬ大きな災害が発生をいたしましたので、今後の財政状況等を考慮しますと、事業中止をいたしたことでございます。議会の皆さんにもお話を申し上げ、ご理解を賜ったところでございますが、再度のお話でございますが、土地を提供された皆さんの思いを十分受けとめさせていただいておりますが、さりとて野球だけの問題ではなくて、いわゆる中学校全体の子供たちの教育というものが主眼でございますので、その辺は理解もいただきたい。そして、現在の経済情勢下の中で、さらにさらに莫大なお金をかけていろいろ施設整備をするという私は状況ではないと私は考えております。従前の一般質問の中でもお話をさせていただいておりますが、今は持てるものをいかにお金をかけないで、しかも効果的に、効率的に使うかということがこれからのやっぱり行政なり、町民の皆さんからもご理解いただかなければならないところでございます。その意味におきまして、私は今田中議員さんのご発言にありましたボランティアの申し出、これはすばらしい。町として感謝申し上げます。大いにその行為、誠意は受けとめて、ぜひお願いをしたいと私は思っております。

あとは教育長答弁してください。

〇議長(中野勝正) 教育長。

○教育長(佐藤 亨) ただいまの町長答弁に引き続きまして、私のほうから野球場整備ボランティ アの件と、なおかつ学校教育での野球場使用の面から答弁をさせていただきます。

最初に、野球場整備ボランティアの件につきましては、かねがね新たな発想あるいは視点のもとに、よりよい方向を見出せないか検討してまいらねばならないと思っておりましたやさきでありました。昨年の冬場に差しかかるころに、町内住民の方から中学校野球場の整備をして、子供たちの練習に使用してはとの話がある旨、田中議員さんからご連絡をいただきました。私ども教育委員会は、大変ありがたいことと思っておりますし、ぜひともお願いしたいと申し上げたところであります。ご理解をいただくために、その後の経緯について少しお話をさせていただきます。

田中議員さんのお話を受けまして、中学校の野球部指導の先生、また少年野球の代表の方と協議をいたしたところでありますが、先ほども申し上げましたように、冬場に差しかかるころの話でありまして、整備をしていただく時期的なもの、あるいはまた少年野球のチームの代表者の交代時期等にも重なったことから、次へのステップが遅くなってしまったことは、大変申しわけなく思っているところであります。その間に、ボランティアでの整備ができなくなったらという話があったのではないかと思います。その後ごく最近6月、今月に入りまして、そのボランティアの申し出をいただいた住民の方が中学校に来られました。整備のことについての話をされた旨、学校から教育委員会に連絡がございました。直ちに、早速教育委員会では、中学校で校長及び野球部指導の顧問の先生と協議を持ちました。その結果、学校とボランティアのお申し出をいただいた方、並びに教育委員会で今後の整備スケジュール、これについて早々に協議することを確認いたしました。その話を受けて、お申し出をいただいた方に連絡をし、整備をすることについてのご協力の了解を得たところであります。

具体的な整備についてでありますけれども、6月はご承知のように各種競技の郡市大会が中学校ではございます。野球では、生徒の活躍で郡市大会を勝ち抜きまして、今回中越大会に駒を進めることになりました。その関係でありますけれども、今後のその中学校行事など日程等を勘案し、こよなく野球に情熱を傾けておられる関係各団体の皆様方のご協力も得ながら、お申し出の方のお気持ちを無にしないように整備を続けて考えております。その節は、それこそ野球に精通しておられる田中議員さんも、またお力添え、ご協力を賜りたいと考えておるところでございます。

それから、2点目のほうに入りますけれども、学校教育の中で野球場をどうするかということでございます。野球の練習に関しましては、田中議員さんもご承知のとおり、中学校の野球場はセンター、レフト、ここのところが非常に奥行きが狭いなどのために、中学生の総合的な練習はなかなか難しいというふうな状況ではございます。しかしながら、ランニングやキャッチボール、トスバッティングなど、部分的な基礎練習、あるいはただいま話がありましたほなみの子供たちの学童の練習には十分ではないかと、そのように考えております。そういうことを先般の中学校での話し合いの中で、これも確認をいたしたところであります。また、中学校では、体育祭における事前の競

技練習や応援の練習場、また体育の授業などで利用を予定しております。また、たまたまその野球場に入るところが多少のアップダウンがありますので、そのアップダウンを利用したいわゆるクロスカントリー的な要素を取り入れたトレーニング、ランニング練習などで、体力強化を図るということで、今までもそうでしたが、野球部と卓球部が実際にそのようなトレーニングを行ってまいりました。今後ともまた創意工夫した活用方法を検討して、教育効果が上がるように今後とも考えてまいりたいとおります。何分またご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○8番(田中 元) 私が想像以上のご答弁がございました。

といいますのも、実は私がこの一般質問を提出する段階では、今多分おっしゃっている方が同一 人物だとは思いますが、まだ教育委員会、そういうところに一切話していないし、わからないから やめたと、こういうお話だったもんですから、経緯を聞いたわけでございまして、今のお話を聞き ますと、今月は無理、来月は無理としても、多分この夏休み期間中とか、あるいは今年度のシーズ ン中には何らかの格好が見えるのではないかというような気がいたしております。町長のご答弁よ りも、なお中に突っ込んだご答弁ですので、あえてこれ以上申し上げることはございませんが、た だ最近の中学生がふだんの練習というの、私そばにいるものですからわかるのですが、野球場では なくて陸上グラウンドの野球場側、そこで練習しております。やはり野球場があいていないのか、 それとも向こうまで行くよりも、ここでもって基礎トレーニングができるということでやっておら れるのかわかりませんが、今おっしゃいましたように、確かにあそこの上の野球場はセンターが前 へ突出していまして、レフトの距離はあるのですが、ライトの距離がないということで、前のとき には金をかけて、センターぶっ壊してライトのほうへ谷を落として野球場広げてなんていう話も申 し上げたことがございますが、これはやはり今町長のお話の中で経済逼迫している中と言われると、 なかなか無理な話だと思いますが、現在今のあの大きさですと、バックネットまだしっかりしてお りますし、ほなみの小学生の子供が練習試合、あるいは地元でやれる正式な大会の野球場として整 備してあれば使えるという大きさだと私は思います。ですから、そういうようなこと勘案して、今 教育長のおっしゃったその話の中でお話進んでいけば、これ以上突っ込んだ質問をする必要がござ いませんので、私はこれで質問やめさせていただきます。よろしくお願いします。

◇ 三 輪 正 議員

- 〇議長(中野勝正) 次に、7番、三輪正議員。
- ○7番(三輪 正) では、通告に従いまして第1番目でございますけれども、「福祉の里」整備構想の促進をということでございます。

当町では福祉施設、特老、グループホーム等ですが、充実整備の要望が町民の方、町にもかなり

寄せられると思いますし、私個人にもかなりいろいろ意見が寄せられております。以前船橋地区埋立地というのは、平成8年ころに完成したと思いますが、中永トンネルの残土が捨て場ないので、あそこ埋めさせてくださいということで、あれは船橋の一等地の水田だったわけでございますが、やむ得ず埋め立てたという経過がございます。その後ですが、福祉関連の施設を充実した、集積した福祉の里構想が計画されましたが、現在はグループホームとデイサービスの2施設がつくられましたが、まだ全体の敷地約たしか3ヘクタールくらいあったと思いますが、のみで、多分土地の3分の2くらいはまだ空き地のままだと思いますが、その辺の状況と福祉の充実、強化を図るためにも今後の町の考え方、ビジョンをお聞かせ願いたいと。

それと、私先日、時々あこへ行くのですが、写真を撮ってきましたら、ちょうど今草がかなり生えていまして、まさに国道から見ますと、草の中に施設があるというふうな状況でございます。いずれは、近々草刈りされると思うんですが、何とか、そしてその先には小木ノ城がくっきりと見えるという土地でございます。それで、私思ったのですが、中越沖地震のとき、あそこが私かなり5メーターくらい埋め立てたと思うので、一番被害が大きいだろうと思ってあこへ行きましたら、二、三日後でしたか行ったら、何もなっていないので、もうゆがんだとかいうとこ直したのですかいうたら、いや、そうでない。何も傷まなかったのだと。改めてあそこの地盤がよかったなと、聞きましたら、残土が非常に岩みたいだということで、改めてここで施設をつくっても大丈夫なのだなと思いを新たにしたわけですが、その辺の町の福祉の充実と、あそこの土地につきましては、町の監査委員からも早く活用せいというふうな指摘もされておりますが、その辺を踏まえまして町長の考えを伺いたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 三輪議員さんのご質問にお答えをいたしますが、福祉の里整備構想の促進についてでございますが、この船橋地区の埋め立て利用計画につきましては、平成21年9月の定例会におきましても、田中元議員さんからご質問いただき、お答えをしたところであります。

この際の答弁では、運営主体となる中越老人福祉協会の施設整備計画の考え方、また市町村を取り巻く社会経済情勢から、現段階においては保健福祉施設の整備を進める環境にはない旨をお答えをさせていただいております。この状況は、今日でも変化は認められず、さらに当時よりも厳しい環境になってきておるというように見受けられるわけでございます。本年4月から第5期の介護保険事業計画をスタートいたしましたが、ご案内のとおり新潟県の平均保険料は、沖縄県に次いで全国第2位という高い保険料となっております。また、本町も介護サービス給付費が大きく伸びていることから、新潟県平均よりも高い保険料に設定しなければならない状況となりました。第5期においては、やすらぎの里の増床を見込んでおりますが、必要なサービスを提供するため、被保険者の皆さんにさらにご負担を強いることになるということは明らかでございます。このような状況の中で、さらに介護保険施設の整備を進めると。給付と負担というものの考えに立ちますと、厳しい

状況のもとであろうかなというふうに思っております。

介護保険施設の整備につきましては、3年ごとに策定をされますところの介護保険事業計画の中で方針を示す必要があると思っておりますので、船橋地区埋立地の今後の状況につきましては、これらの状況を踏まえまして、福祉の里というものにこだわらず、民間の利用も視野に入れた中で広く検討をしてまいる必要があろうかというように考えております。

- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) 私もですね、なぜできないかということで、実際私もやすらぎの里さんと、また町の担当課長ともいろいろお話聞きまして、だめな理由というのは、難しい理由というのはかなりやっぱりあるのだなというふうには思っております。

ただ、町民のそういうふうな思いもあるというのと、土地の有効利用、その辺もまた改めていろいるな角度から考えていただきたい。

それで、当初ここに実は平成8年のとき、町と地権者が交わした覚書の写しがあるのですが、そのときは公共用地にということをうたってあるわけです。極力今、当時平成8年ですから、16年くらいたちます。もうかなり情勢は変わっておりますので、そのまんまにはいかないかと思いますが、ただあそこに福祉施設があるのに、例えば工場誘致をするというのはいかがなものかなというふうに思いますので、もしそういった関連のいろいろ形でやってもらいたいと思います。私も、実は中越老人福祉協会さんとは別個の法人に、実はあそこに何か施設、非常にいい用地があるからどうだという打診はしたことはございます。ただ、そのときは、同じ法人でないとねというふうなことが言われまして、ああ、やっぱりその辺はあるのだなというふうに思います。

それと、今現在実際利用されている面積と、あと残りの面積というのはどのくらいあるのだか、 おわかりでしたら聞かせていただきたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 今やすらぎの里が持っております2つの施設の敷地を除きますと、約1万5,000平 米の土地が町の所有ということになっております。
- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) では、あと約半分が残っているという形でございますね。

この辺のことにつきまして、有効利用、それで、まだ正式には、一部要望が出ているかとは思いますが、今現在小木ノ城駅おりまして、踏切を渡って小木のほうへ入るわけですが、そこから何とか人が歩けるような形を何とか通路ができないかというふうな話も一部出ております。

何とかいろいろ障害等あるかと思いますけれども、一応地区の思い、私の思い、また町民の思い もそうかと思いますが、何とか福祉の、何とか地元の介護保険料は実際今回上がっておりますが、 その辺を総合的に勘案して、余り上がらないで福祉の充実できる方法をぜひ考えていただきたいと 思います。 それ、2番目の八手地区の土地改良についてでございます。今六郎女地区がほぼ終わったということで、今沢田地区ですか、あの辺で今暗渠の整備等をやっておられますので、いずれは八手地区だろうということでございます。それで、八手地区につきましては、稲川、船橋、田中、市野坪ということで、4集落が候補に挙がっております。それで、各集落ごとには非常に先行して皆さんのある程度の同意をつけられた地区もありますし、なかなかそこまでいかないというとこもあります。私も、いろいろの方に話をするんですが、いかんせん皆さん高齢化をしているということが非常にネックになっております。今さら田んぼ直したって、おれの代は何とかなるいやという考えがあるし、実際田んぼ直しても、その後の田ならしというか、そういったのを思うと、なかなかできないんだよということと、非常に今ここに出雲崎にいない方がやっぱりあるのです。そういう方が年々増えておりまして、その方に連絡をとるとか、同意を取りつけるのが非常に難しいという状況でございます。それで、とりあえず今現在八手地区のこの事業の進捗状況といいますか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。今どの程度話が進んでいるのか。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- 〇町長(小林則幸) 進捗状況ということでございますが、そう問われるならば、先ほど三輪議員さんがおっしゃったように、町としては今六郎女地区が間もなく80%工事完了していますので、終了いたします。

できるならば、今年度中ぐらいに、ことし中に地権者のある程度同意を取りつけたいというのが 私たちの気持ちなのです。三輪議員さんからも、頑張っていただいているわけでございますが、進 捗状況といったって、整備率というのは全く私はゼロに近いと思います。これは、個人で直すところありますが、今の圃場としていわゆるコストを下げながら機械化されたそういうものに対応する 整備率とか言えば、私は八手はゼロに近いと思う。ゼロです。だから、そのための整備をする。その前段階として、今中山間地整備事業、また新しく創設をされています人と農地地域マスタープラン、これらのいい制度があるわけです。その制度に乗っていただいて、何としても私はもう中、下は大体完了しているわけですから、上地区を拠点を設けたいということで、もう徹底的にいろんな機会でお話し、お願いしているわけですから、整備率は今進捗状況は全くゼロに近いです。どういう、だから私も申し上げているように、ぜひ集落の会合等でお話があれば私も行って、地区の皆さんにお願いをしたいという機会を設けていただきたいということで、何か機会を設けられるようなことが設定されているようですが、そのときは担当も参りますし、私も参りまして、積極的に進めてまいりたい。

先般も、県の丸山農地部長あるいは渡辺振興局農地農林部長、あるいは県の皆さんがおいでをいただいて、未整地のその地区を全部踏査してもらって、その必要性を感じておられるわけですから、要は地域の皆さんの同意をどういう形で取りつけるか努力していただきたい。町も応えていきます。それをぜひお願いしたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) このことにつきまして、本当に八手地区がちょっとほかよりも意識が低いと言われればそうなのですけれども、実際今耕作やっている方が本当にもう高齢の方なんです。それで、おれはもう余りいろいろ難儀はしたくないという方が本当に随分おられます。それを説得するのですが、なかなか理解が得られないというのはあります。

それと、土地改良やることによって、メリットが非常にあるわけです、例えば登記の問題ですと か。普通ですと、登記1筆幾らですから、かなりかかるわけです。そういったことも私ら言うんで すけれども、私らも言いますけれども、やはり行政のほうからも一体となって、地元の合意があっ たからうちらは出るんだよ、やるんだよということは、本来であればそれが筋なのです。だけど、 今の土地改良についてはそこまで待っていると、本当にもう期限がいつになるかわからんみたいな 状況なのだ、実際については。だから、役員の方非常に今難儀されております。そこを、ここを土 地改良区というのが出雲崎はないのです。そういったのもありますので、ある地区ですと、土地改 良区の方が一生懸命回って同意を取りつけたとかいうことも聞いていますが、とにかくはもう高齢 者の方があって、この前も会合を持ちましたら、ある地区で会合を持ってそのときは言ったのです が、1人の方が費用対効果があるのかとか、中には田んぼ直したから、では間違いなく、私ら盛ん になぜ今田んぼ直すかというのは、自分がつくっているうちはまだいいですと。でも、委託が増え ているわけで、やっぱり委託をつくってもらうような田んぼにしなければだめだと。つくらなかっ たら草ぼうぼうになって、周りにはまたカメムシの巣になったり、迷惑がかかるし、景観上もよう ないし、いろいろあるわけで。地代ももちろん入らんわけです。そうしたら、土地改良したらでは 田んぼのつくり手が確実にあるのかと、こういうふうにまた言われたので、いろいろそれは条件が よくなれば、自分の集落ばかりではなくて、ほかの集落でもあの地区だったらぜひつくらせてくれ という方が出てくると。今だと、いつやめようという方が非常に多いわけです。その辺を町も一歩 踏み込んでもう一度、とにかくこうなんだと。いろいろメリットがあるのだと。今やらないと、国 の財政も非常に厳しいですから、今95%補助なんていつまで続くかこれはわからんわけです。これ をこういうメリットもぜひ町のほうからもう一歩踏み込んで話をして、またそういう機会も持たな ければだめだと思っていますが、ぜひそのときはよしゃと言って、ただ皆さんの同意が出たらおら 動くよというのでは遅いので、ぜひそれはやっていただきたいと思うのです。この辺、町長の思い、 決意をお願いしたい。気持ちをお願いしたい。

- 〇議長(中野勝正) 町長。
- ○町長(小林則幸) 確かにこれからの基盤整備を進めるそのネックは、議員さんが今おっしゃったような状況の中で、反対というか、今のところ私は考えないという方があろうと思うのですが、しかしやっぱりこれからの状況を勘案しますと、それでなくても先般も農林水産省が発表いたしましたように、2030年には64%農家戸数が減ってしまうと。さらに高齢化して、71.7歳のいわゆるその

方々が担い手として動かざるを得ないという状況が発表されましたが、そのとおりになるのかどうか私はわかりませんが、推計値です。しかし、そういう事態を考えたときに、やはり今のお年寄りの方もそうですが、先祖伝来のそのいわゆる貴重な土地にペンペン草が生えたらどうするのか、その点を考えると、場合によっては、本当はここまで踏み込んだ話をしていかがなものかと思うのですが、その所有者がその権利をそういうそのこれから中核になる人たちにある程度ゆだねていただいて、そして協力してもらうという手もあるのです。

そういうそのお年寄りの方、今三輪議員さんおっしゃったようなそういうかたくなな考え方を持 って、私は三輪議員さん、皆さんに申し上げているのです。今までやってきたいろいろな地区のと ころに出まして、同じような意見を何回もいただいた。しかし、そうではないと個人的に私はお話 ししました。そして、完成をした暁には、いや、よかったと。いや、あのときやってよかったと。 その方々は、もうリタイアして既に他に委託をしてやっている。いや、よかったという喜びの声い っぱいあるのです。だから、そういうものを具体的な事例として、私が出ていったら徹底的にその 辺のことをお話し申し上げている。それには、やっぱり地元でしっかりとそういう趣旨を理解して いただいて、少なくともそういう会合を持ってもらわないと、私たちは出ていけないんです。だか ら、そういう会合があれば私も出させていただいて、何とかお願いをして、八手地区の拠点を1つ つくりたいです、拠点を。1つつくって、1つ具体的に動き始めれば、ああ、我々もやっぱりこう していられない、やろうかなと他の地区の皆さんも追従していただける可能性あるのです。だから、 拠点を、いわゆる突破口を1つ築かなければならないです。だから、面積の関係においては、中山 間地であるとある程度50ヘクタール、60ヘクタールの今の言うひとつ地域農政マスタープランもあ るのですから、そういう中で小さなところでも取り組めるという方法もあるんです。だから、方策 はあるんです。そういう方策をしっかりと駆使しながら、その地域に合った基盤整備を1つ進めて、 そして皆さんが結果を見れば、よし、おらもついていこうかということになるのです。

そういうことで、八手地区の皆さんも、賢明なる皆さんがたくさんおられるわけですから、やっぱり筋を通しながら理を説けば理解してもらえると私は思うのです。ぜひ私はやってもらいたいと思うのです。町は、どうしても進めたいと思っています。その旨を議員さんからもご理解いただいて、町としてもそういう方針で進めてまいります。

- 〇議長(中野勝正) 7番、三輪議員。
- ○7番(三輪 正) 非常に心強いお話いただきまして、私らも八手地区、皆さんとまた相談しまして、何とか町にぜひこういうときは来てくれというふうな場をつくりたいと思いますので、その節はぜひ出向いていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(中野勝正) これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(中野勝正) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午前11時28分)

第 3 号

(6 月 15 日)

平成24年第2回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成24年6月15日(金曜日)午前9時30分開議

- 第 1 議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 6 陳情第 3号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書提出 に関する陳情書について
- 第 7 議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について
- 第 8 議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 9 議員派遣の件
- 第10 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(10名)

1番 小 林 泰 三 2番 仙 海 直 樹 3番 田中政孝 4番 諸 橋 和 史 5番 中川正弘 宮下孝幸 6番 7番 三輪 正 8番 田中 元 山崎信義 中野勝正 9番 10番

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 長 副 町 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 内 藤 百合子 総務課長 山 田 正 志 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 建設課長 馨 玉 沖 教育課長 佐 男 藤 信

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 田 中 宥 暢

 書
 記 遠 藤

◎開議の宣告

○議長(中野勝正) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

〇議長(中野勝正) 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定について

議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について 議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

〇議長(中野勝正) 日程第 1、議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第 2、議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、日程第 3、議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、以上議案 3 件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経 過及び結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

〇総務文教常任委員長(諸橋和史) 去る6月11日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案3件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、6月の12日午後1時30分から役場議員控室において、全員出席し、説明員として副町長、 教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果については、お手元に配付しました報告のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第40号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、臨時職員、パート職員は何人いるのか、1年以上継続して勤めている者はいるのか、正職との勤務差はあるのか等の質疑がありました。

慎重審議の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

議案第41号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第42号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についての2議案については、慎重審査の結果、2議案とも全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

以上です。

〇議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第40号を採決します。

議案第40号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号を採決します。

議案第41号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号を採決します。

議案第42号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい

7

議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

〇議長(中野勝正) 日程第4、議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制

定について、日程第5、議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、以上議 案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案 2 件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経 過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

〇社会産業常任委員長(田中 元) 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、その審査が終了いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、6月12日午前9時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員全員が出席し委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について 報告いたします。

議案第43号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、課税案分率についての質疑が出され、軽減を受ける人数が半数近く、世帯においては50%を超えているが、今後の動向についての質疑がありました。軽減措置は、高齢化が進んでいるため増える可能性はある。また、制度の改正により変わる可能性もあるとの説明がありました。数年来、少額ではあるが増税が続いている。今後の見通しについての質疑があり、先行きが不明なところもあるが、高度の医療により医療費の負担が大きくなるため、増税が続くと考えるとの説明がありました。

また、関連で健康増進、ジェネリック薬品についての質疑があり、健康増進については特定検診を中心に進めており、その後のアフターケアについては、電話、パンフレット等で啓蒙している。ジェネリック薬品については、給付費の軽減にもつながるため力を入れているが、行政としては強制できないので、パンフレット等で優位性は周知しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告といたします。

以上です。

〇議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第43号を採決します。

議案第43号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号を採決します。

議案第44号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第3号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書提出に関する陳情書について

○議長(中野勝正) 日程第6、陳情第3号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書提出に関する陳情書についてを議題とします。

ただいま議題といたしました陳情 1 件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

〇社会産業常任委員長(田中 元) 先ほどの委員長報告に引き続き報告いたします。

陳情第3号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書提出に関する陳情書については、陳情事項の内容の中で地方分権の流れが大きくなっている中で、流れに逆行する事項もあり、地方議会ではなじめなく、受け入れかねるとの意見が出され、慎重審査を行いました。採決の結果、賛成少数で、不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告といたします。

以上です。

- ○議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 4番、諸橋議員。
- ○4番(諸橋和史) この件に関しては、いろいろ問題はあると思うのですけれども、現実的に合併

後の大きな市なりの物の考え方では地方自治の物の考えはいいと思うのですけれども、我が町、本 当に小さな行政区の中において、この問題を否定することが果たしていいものか、悪いものか、そ こらの点だけひとつお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○社会産業常任委員長(田中 元) 今の答弁でございますが、いろいろ審査の中で、確かにこの文書の中にあるように4つの項目にわたって陳情してくれということになって、ここにあるわけですが、要は主に地震だとか津波、豪雨などと、こういうものについての新体制とか、河川や公共物を健全に保つためというようなことは、これはあるのですが、一番大事な国民の生命、財産を守るために公共事業について引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の出先機関を廃止しないことという、この1項目が一番議論の対象になりました。結果的に、説明員等からも説明を受けましたが、これが継続されようが、されまいが、現況の今の出雲崎町の行政といいますか、町地内の中においてこれを廃止されたとしても、廃止しなくて継続されても、廃止されても、結果的には影響はない状況であると、やはり地方分権のためにはやはりこういうことでなくて、やはりそれを地方の力をつけるために流れに逆行しないような方向で持っていくのがすべてだろうというふうな報告書のとおりの意見が過半数以上占めて、それであれば不採択で結構だろうという話になっております。
- 〇議長(中野勝正) 4番、諸橋議員。
- ○4番(諸橋和史) お話は重々わかりました。私、前からちょっと感じていたことがありまして、この出雲崎町は経済圏は長岡、いろいろな登記なりは柏崎と、こういうふうなまた裂き状態にある状態で、こういうものが可決されるということは非常にちょっと懸念を催したものですから質問いたしました。これが否決されても私は構いませんと行政がしっかりした物のやり方をしっかりやってもらいたいと、これに尽きると思いますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 委員長に質問いたします。

時代に逆行すると今おっしゃいましたけれども、地方出先機関が統合されていくのは確かに時代の流れかと思いますが、それが地方分権にどう逆行するのか。地方分権、分権という名前は出てきますが、果たして財源まで地方に分譲されているのか。ただただ仕事だけ地方に持ってきて、出先機関を引き揚げていくという形、すなわち地方にどんどん、どんどん仕事量が増えていく。それで、今いいのかというふうな議論が巻き起こっているかと思うのですが、確かに与板土木等々をかんがみましても維持局だけになって本体は引き揚げました。それでも、出雲崎はいいのだよということをおっしゃるとしているのか、いや、そうではないのだと、あるいは地方自治の中において地方分権は大事だが、地方の出先機関、身近なところに出先機関はあるべきであるという議論をするのか、2者どちらなのかお聞かせ願いたい。

- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○社会産業常任委員長(田中 元) 今のあれですが、その点につきましては今国の流れの中で今はっきり出てきていることでございますし、出先機関の問題で、今中川議員がおっしゃる与板土木があったものが今維持管理課になって、維持だけになっているという状況の中ではありますが、これは私見になって委員会としては今の流れの中ということで、それ以上の突っ込んだ話はしておりませんからあれですが、私的なことを言えば今現在で確かに入札だとか、そういうような建設業関係のものについては維持課では余り力ございませんが、実際に今例えば2級河川の問題であるとか、重要河川の問題であるとかということについては維持課でもって十分対応し、地元の対応はきちんとできているというふうに私は解釈しておりますので、個人的には今おっしゃった議論は委員会では出ませんでしたが、個人的には私は今の状況で、これから今おっしゃる金はよこさない、仕事は増えるではなくて、やっぱり仕事をよこせば金が増えるというふうに私は考えておりますので、結果的にはこの陳情書の思惟そのものについては委員会としては採択しかねるという結論になったと考えております。
- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) 近隣の長岡と合併した小さな町村、山古志にしろ、寺泊にしろ、与板にしろ、 和島にしろ見ておりますと、合併したがために公共事業等の入札で長岡の大手がどんどん、どんどん地方に入ってきて、地方の土建業者が疲弊していく。疲弊するがために土建業者が縮小せざるを得ない。縮小せざるを得ないために人員、機具が減ってくる。人員、機具が減ってくるがために町、地方、小さなところが委託する今度は除雪等々の事業が円滑に進まなくなってくる。例えば出雲崎においてもそのために町として機材を購入して待機しなければいけなくなるような現状でございます。この4番目に書いてある地元建設業と建設労働者の育成のため、適切な措置を講ずることというのは、今一番私は大事なことではないのかな、こういうふうに合併が進んできて、地方にとってそれが一番大事なことではないのかなというふうに思いますが、委員長その点もう一度お聞かせください。
- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○社会産業常任委員長(田中 元) 今特に除雪のかんで今議員おっしゃいましたが、実際に私はそこは今の議員の考え方、中川議員の考え方、私は違っています。正直今現在の状況において主要地方道、今国が管理しているのは、直接管理しているのは出雲崎は116号1本だけですね。それはありますが、あとほかの地方道はほとんど県が管理しているはずです。それで、今の除雪一つにとりましても、町が除雪機を買って対応しているというのは私は議員の考え方と違いまして、要は地方道は県が管理しております。町道を管理するために狭い道路になかなか入っていけなくて小型をやるというような行政の考え方ですから、今回の除雪に関しては内容は筋道が違うと思いますし、要は私どもが一番ひっかかった、委員会でひっかかったのは1番の国土交通省の地方出先機関ですね。

これがなじまないのではないかと、地方議会ではなじまないのかという結論に達したわけで、今議員のおっしゃった除雪関係のものについて私はちょっと。これはあくまでも個人の見解ですからあれですが、中川議員のおっしゃるのとは意見が異になりますので、その点はそれに対してはどうですかという返答は私には出せません。

- 〇議長(中野勝正) 5番、中川議員。
- ○5番(中川正弘) もうどこまでも行っても平行線のようでございますけれども、ただ現実を見ていただきたい。現実は土建業者がどのようになっているのか、地方で公共事業等々が減ってくる。 そのために地域事業縮小せざるを得ない。事業縮小して人員を減らさざるを得ない。一朝大きな大事故、大災害になったときにだれがそこ行って現場で復旧作業に当たるのか、そこまでも考える必要がある時代になってきているのかなというふうに私は思っております。

その議論はさておきまして、今大変なことを委員長はおっしゃったと思うのです。議長、物事、この陳情には4つ今陳情項目があります。陳情には採択と不採択、あるいは継続審査、もう一つの方法があります。部分採択です。この陳情項目1だけがひっかかるのであればなぜ部分採択にしなかったのか、その辺のご見解をお伺いして終わりにしたいと思います。

- 〇議長(中野勝正) 8番、田中議員。
- ○社会産業常任委員長(田中 元) 今おっしゃっている意味、私は正直不勉強で、大変その点については申しわけないかもわかりません。しかし、今まで国の出先機関が大災害があった場合には査定だと何かでもって国の出先機関出てくるのは承知してはおりますが、現在これだけの災害を受け、この出雲崎当町におきましては地震2度、3度と受けてますし、津波はそれでもおかげさまで一回もありませんでした。ですが、確かに今議員のおっしゃるように地元の建設業者が一生懸命になってやっているのだと、それを助けるためというものの、現在の状況の中で私は個人的にはこの2番、3番、4番の陳情項目については個人的には十分対応できているというふうには考えておりますので、それは今回のあれとは違うように思っています。いろいろと議論がかみ合わないとおっしゃいますし、そのとおりだかもわかりませんが、私は今回のこの委員会の採択においては皆さんの意思を尊重して、そういうものでなくて全体的に不採択にすべきというふうに決定したと委員会で判断しましたので、申し上げております。

以上です。

○議長(中野勝正) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中野勝正) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

陳情第3号に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について

〇議長(中野勝正) 日程第7、議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について、日程第8、議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号) について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案 2 件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経 過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、諸橋和史議員。

〇予算審査特別委員長(諸橋和史) 委員長報告、去る6月11日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案2件を審査するために、6月13日午前11時40分より本会議場において、 委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開きました。

その審査の経過について報告いたします。

議案第45号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1号)については、1款1項2目17節で津又邸跡地で一部売却後海岸に出る道路は確保できるかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

〇議長(中野勝正) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(中野勝正) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(中野勝正) 起立全員です。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(中野勝正) 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

〇議長(中野勝正) 日程第10、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(中野勝正) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

〇議長(中野勝正) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時00分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 野 勝 正

署名議員 諸 橋 和 史

署名議員 中川 正弘